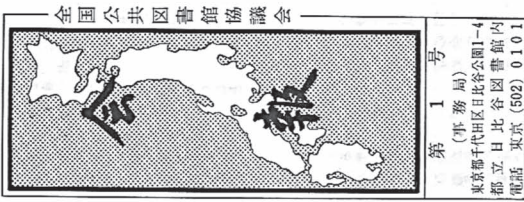


## 2 『全国公共図書館協議会会報』

---





全国公共図書館協議会規約

**第一章 総則**

**第一条 (名称)** この会は、全国公共図書館協議会と称する。

**第二条 (構成)** この会は、全国の公共図書館および図書館法第十四条に定める図書館協議会をもって構成する。

**第三条 (事務所)** この会の事務所は、会長が所属する図書館内に置く。

**第四条 (目的)** この会は、全国の公共図書館相互の連絡を密にし、図書館に関する調査研究を行ない、図書館の発展を図ることを目的とする。

**第五条** この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

(1) 公共図書館に関する行政、財政および事業の調査研究。

(2) 資料の収集および情報の交換。

(3) 関係機関に対する要望。

(4) その他他の目的を達成するために必要な事項。

**第三章 役員**

**第六条** この会に次の役員をおく。

(1) 会長 一名

(2) 副会長 一名

(3) 理事 三十三名

(4) 監事 三名

**第七条** 会長および副会長は、理事の互選として総会で承認するものとする。

**第八条** 理事は、別に定める別紙一の区分からの推せんにより

り総会を承認するものとする。

**第九條** 総会は、会長が召集する。

**第十條** 総会は、構成員の五分の一以上の出席で成立する。

**第十一條** 議事の成立は、出席者の過半数の同意をもって決める。可決回数に達し、議長の決めることによる。

**第十二條** 定期総会は、毎年一回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、または、構成員の三分の一以上の要求により、総会を召集することができる。

**第十三條** 監事は、総会において選出する。

**第十四條** 役員は、任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

**第十五條** 補欠による役員は、任期は、前任者の残任期間とする。

**第十六條** 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

**第十七條** 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

**第十八條** 理事は、会務を掌理する。

**第十九條** 監事は、会計を監算する。

**第二十條** 議事

**第二十一條** この会の会議は、総会および理事会とする。

**第二十二條** 総会、会長が召集する。

**第二十三條** 総会には、構成員の五分の一以上の出席で成立する。

**第二十四條** 議事の成立は、出席者の過半数の同意をもって決める。可決回数に達し、議長の決めることによる。

**第二十五條** 定期総会は、毎年一回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、または、構成員の三分の一以上の要求により、総会を召集することができる。

**第二十六條** 監事は、総会において選出する。

**第二十七條** 役員は、任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

**第二十八條** 補欠による役員は、任期は、前任者の残任期間とする。

**第二十九條** 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

**第三十條** 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

**第三十一條** 理事は、会務を掌理する。

**第三十二條** 監事は、会計を監算する。

**第三十三條** 議事

**第三十四條** この会の会議は、総会および理事会とする。

**第三十五條** 総会、会長が召集する。

**第三十六條** 総会には、構成員の五分の一以上の出席で成立する。

**第三十七條** 議事の成立は、出席者の過半数の同意をもって決める。可決回数に達し、議長の決めることによる。

**第三十八條** 定期総会は、毎年一回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、または、構成員の三分の一以上の要求により、総会を召集することができる。

求があるときは、臨時総会を開催することができる。

**第三十九條** 総会の権限は、次のとおりとする。

(1) 主要事業の決定および事業継続の承認

(2) 予算の決定および決算の承認

(3) 規約の改正

(4) その他、この会の目的の達成に必要かつ重要な事項

**第四十條** 理事会は、会長、副会長および理事をもって構成する。

**第四十一條** 理事は、会長が必須と認めるときは、または、理事の三分の一以上の要求があるときは、会長が召集する。

**第四十二條** 理事は、構成員の過半数の出席で成立する。

**第四十三條** 議事は、次のことを審議する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 総会から委任された事項

(3) その他必要と認めるときは、または、会長が認め本場合には、理事会は、総会に代

つてその権限を行なう。ただし、次期総会において承認を得なければならない。

**第六條** 前条第三項の規定は、理事会に準用する。

**第五章 部会**

**第十一條** この会に、図書館協議会部会をおく。

**第十二條** 前項の部会の運営については、別に定める(別紙二)

**第六章 地方組織および委員会**

**第十三條** この会に、各地区協議会および各都道府県協議会をおく。

**第十四條** 前項の協議会に関する組織および運営については、別に定める(別紙三)

**第十五條** この会の事業を推進するため、委員会をおくことができる。

**第十六條** 委員会については、別に定める(別紙四)

**第十七章 参加**

**第十八條** この会に参加をふくむことができる。

**第十九條** 参加は理事会の推せんにより、会長が委嘱する。

3. 参加は理事会に出席し、意見を述べることができる。

**第八章 会計**

**第十五條** この会の経費は次のものをもってあてる。

(1) 分相金

(2) 国庫補助金

(3) その他の収入

**第十六條** 分相金については、別に定める(別紙五)

**第十七章 会計年度**

**第十八條** この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

**第十九章 事務局**

**第二十條** この会に事務局をおく。

**第二十一條** 事務局は、会長の統括のもとに事務を処理する。

**第二十二條** 事務局に必要な職員をおく。

**第二十三條** 職員は会長が任命または委嘱する。

**第二十四條** 事務局および職員に関する事項は、会長が別に定める。

**第二十五章 雑則**

**第二十六條** この規約に定められていないものは、この会の運営に必要な細則の制定および改

定は、理事会の承認を経て、会長が定める。

**別紙一**

1. この規約は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。

2. 第十二条の下部組織については、当分の間、現に存する組織をもってこれにかえることができる。

区分	理事数
北日本	4
関東	6
北東	3
近畿	4
中国	3
四国	3
九州	3
図書館協議会	7
計	33

**別紙二**

図書館協議会部会規程

**第一条** この部会は、全国公共図書館協議会規約第十一條の規定にもとづき、図書館協議会部会として、必要と認めるときは、必要事項を定める。

**第二条** この部会は、図書館協議会部会とする。

**第三条** この部会の事務所は、部会長所在の図書館内に置く。

**第四条** この部会は、全国の図書館の発展と、図書館協議会第五〇項を達成することを目的とする。

**第五条** この部会は、全国の図書館協議会をもって組織する。

**第六条** この部会の目的を達成するため、次の事業を行なう。

(1) 図書館事業の調査研究

(2) 図書館事業の振興

(3) その他必要と認めるときは、または、会長が認め本場合には、理事会は、総会に代

**第七条** この部会に、次の役員をおく。

部会長 一名

副部会長 三名

幹事 若干名

別紙四  
**委員会通則**  
 (委員会)  
 第一条 全国公共図書館協議会(以下全国協議会といふ)規約第十三条に規定する委員会は、次のとおりとする。  
 (1) 行政委員会  
 (2) 財政委員会  
 (3) 職員委員会  
 (4) その他必要と認めらるる委員会  
 第二条 委員会は、理事会と密接な連絡をたも、全国協議会の必要とする事項を調査研究し、その結果を理事会へ報告する。  
 (職務)  
 第三条 委員会は、各都道府県から選出された名委員をもつて組織する。ただし、理事選出県は、理事をあてゑる。  
 2. 委員は、第一条に定めるいづれかの委員会に所属する。  
 第四条 委員会委員の互選に委員長および副委員長各一名をを。

この規程は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。

別紙三  
**都道府県協議会通則**  
 第一章 総則  
 第一条 この通則は、全国公共図書館協議会(以下「全国協議会」といふ)規約第十二条の規定にもとづき、地区協議会および都道府県協議会の組織および運営に関する事項を定めることを目的とする。  
 第二章 地区協議会  
 (地区協議会)  
 第二条 地区協議会は、全国協議会および都道府県協議会と密接な連絡のもとに事業を行ない、この全国協議会の目的の達成ならびに運営の促進をはかるものとする。  
 2. 地区協議会は、別表のとおりとする。  
 第三条 地区協議会は、次の事業を行なう。  
 (1) 調査研究  
 (2) 資料収集および情報交換  
 (3) 連絡協力  
 (4) その他必要事業

第四条 地区協議会に次の役員を置く。  
 (1) 会長  
 (2) 副会長  
 (3) 幹事  
 (4) その他  
 2. 前項の幹事は、地区より選出し、会長および副会長は幹事の互選とする。  
 (経費)  
 第五条 地区協議会の経費は、次のものをもって充てる。  
 (1) 分担金  
 (2) その他の収入  
 2. 地区協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年三月三十一日に終る。  
 (事務局)  
 第六条 地区協議会の事務局は、会長が所属する図書館内に置く。  
 第七条 地区協議会は、会員役員名簿を全国協議会の会長に連絡するものとする。変更があったときも同様とする。  
 2. 地区協議会は、毎会計年度終了後直ちに事業報告書を全国協議会の会長に提出するものとする。  
 第三章 都道府県協議会

第八条 都道府県協議会は、全国協議会および地区協議会と密接な連絡のもとに事業を行なう。この全国協議会の目的の達成ならびに運営の促進をはかる。  
 (準用)  
 第九条 第三条から第七条までの規定は、都道府県協議会に準用する。  
 付則  
 この通則は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。

別表

都道府県名	都道府県名
北海道	岩手、宮城、秋田、山形、福島
青森	群馬、栃木、茨城、千葉、東京、神奈川
新潟	新潟、長野、静岡
富山	石川、福井、岐阜、愛知、三重
滋賀	滋賀、京都、大阪、兵衛、奈良、和歌山
中国	徳島、香川、高松、岡山、広島、山口
四国	香川、高松、岡山、広島、山口
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島

別紙四  
**委員会通則**  
 (委員会)  
 第一条 全国公共図書館協議会(以下全国協議会といふ)規約第十三条に規定する委員会は、次のとおりとする。  
 (1) 行政委員会  
 (2) 財政委員会  
 (3) 職員委員会  
 (4) その他必要と認めらるる委員会  
 第二条 委員会は、理事会と密接な連絡をたも、全国協議会の必要とする事項を調査研究し、その結果を理事会へ報告する。  
 (職務)  
 第三条 委員会は、各都道府県から選出された名委員をもつて組織する。ただし、理事選出県は、理事をあてゑる。  
 2. 委員は、第一条に定めるいづれかの委員会に所属する。  
 第四条 委員会委員の互選に委員長および副委員長各一名をを。

2. 委員長は、委員会を統轄する。  
 3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在するとき、委員長の職務を代行する。  
 4. 委員は、委員会に出席する内小委員会に關する調査研究に當る。  
 (委員会)  
 第五条 委員会は、全国協議会の会長の承認を得て、委員長が組織する。委員会は、合同して委員会をひらくことができる。  
 (小委員会)  
 第六条 委員会が必要と認めるときは、小委員会をおくこととする。  
 2. 小委員会は、委員会が指定した事項を調査研究し、その結果を委員会に報告する。  
 3. 小委員会の委員は、委員会のうちから委員会が推せんする若干名とし、その委員長は、小委員会の委員の互選とする。  
 4. 小委員会の委員長および委員は、委員会の委員長が委嘱し、これを全国協議会の会長に報告する。

(調査員)  
 第七条 委員会もしくは、小委員会に調査員をおくことができる。  
 2. 調査員は、委員会もしくは、小委員会が際出した事項を調査研究し、その結果を委員会もしくは、小委員会へ報告する。  
 3. 調査員は、委員会もしくは、小委員会が委嘱する。  
 4. 調査員は、委員会もしくは、小委員会に出席し、意見を述べることができる。  
 (委員会事務局)  
 第八条 委員会および小委員会の事務局は、それぞれの委員長が所属する図書館内に置く。  
 付則  
 この通則は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。

した額を加へ、これに一・三四を乗じた額とする。  
 2. 都道府県立図書館協議会は、八〇〇〇円、市区町村立図書館の図書館協議会にあっては、一、〇〇〇円を別に分担する。  
 3. 前各項により算出した都道府県の分担金は当分の間別表のとおりとする。  
 (納入方法)  
 第二条 分担金は一括して、納入するものとする。ただし、分割して納入することもできる。  
 (納入期日)  
 第三条 分担金は、毎会計年度の初めに納入するものとする。  
 付則  
 この規程は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。





分 担 金

県名	負担額	県名	負担額	県名	負担額
北海道	3,850.0	石川	1,500.0	岡山	2,850.0
青森	2,490.0	福井	9,400.0	広島	1,820.0
岩手	1,480.0	山梨	1,270.0	山口	2,290.0
宮城	2,450.0	長野	1,780.0	徳島	1,870.0
秋田	1,750.0	岐阜	1,390.0	香川	1,230.0
山形	2,670.0	静岡	2,840.0	愛媛	2,190.0
福島	1,650.0	愛知	3,870.0	高知	1,250.0
茨城	1,480.0	三重	1,250.0	福岡	2,880.0
栃木	2,420.0	滋賀	9,000.0	佐賀	1,220.0
群馬	2,820.0	京都	20,200.0	長崎	1,300.0
埼玉	3,600.0	大阪	50,500.0	熊本	2,250.0
千葉	2,920.0	兵庫	2,400.0	大分	1,420.0
東京	11,610.0	奈良	10,500.0	宮崎	2,170.0
神奈川	5,550.0	和歌山	10,900.0	鹿児島	1,870.0
新潟	2,770.0	鳥取	10,900.0	計	1,077,800.0
富山	2,200.0	島根	10,100.0		

昭和45年度 役員名簿 全国公共図書館協議会

地区名	理 事 名	館 名	◎ 印刷会長
北 日 本	岩田 利雄	北海道立 北海通立	長野 健治 高根県立
	相場 信太郎	秋田県立 秋田県立	竹内 義三美 岡山県立
	茂庭 邦元	宮城県立 宮城県立	加藤 豊 広島県立
	鈴木 一	福島県立 福島県立	村山 清 香川県立
	鈴木 次郎	栃木県立 栃木県立	越智 通敏 愛媛県立
	江袋 文男	埼玉県立 埼玉県立	示野 昇 高知県立
	杉 揆夫	都立日比谷 都立日比谷	高野 達雄 熊本県立
	若菜 助次郎	神奈川県立 神奈川県立	日高 一 宮崎県立
	萩原 進	千葉県立 千葉県立	池田 正直 北九州市立小倉
	山岡 寛章	市川市立 市川市立	中島 金次郎 栃木県
東 海	朝日 岳 栗	福井県立 福井県立	布施 六郎 千葉県
	河村 隆 磯	岐阜県立 岐阜県立	片岡 深山 形県
	福田 慶英	高岡市立 高岡市立	高橋 庄次郎 埼玉県
	相馬 利雄	京都府立 京都府立	高橋 正治 新潟県
近 畿	三木 義雄	大阪府立 大阪府立	菱田 忠義 千葉県立
	三木 一良	大田市立 大田市立	客 隆 和歌山県立
	笹部 一良	神戸市立 神戸市立	小 林 一好 和歌山県立

1. 総会および理事会
- (1) 総会 六月 東京
- (2) 理事会 八月 大阪
- (3) 五月 東京
2. 研究調査
- (1) 研究集会
- (2) ① 全国研究集会 六月 東京
- ② プロジェクト研究集会 (全国各7)
- (3) 研究調査(委員会)
- (4) ① 行政問題
- ② 職員問題
3. 部会活動
- (1) 公共図書館関係予算の増額
- (2) 地方公共団体に於ける図書館関係予算増額の推進
- (3) 資料刊行
- (4) ① 会報の発行 年三回
- ② 研究調査報告書の刊行
- ③ 図書普及資料の刊行
4. 図書館に関する要望
- (1) 行政に関する事項
- (2) 財政に関する事項
- (3) 職員に関する事項

昭和45年度 収支予算書 全国公共図書館協議会 4.5.6.2.5 (単位 円)

目 科	本年度予算額	説 明
1. 事業負担金	15,908.00	
収 入		
(1) 本年度負担金	1,077,800.00	
(2) 特別負担金	513,000.00	
2. 国庫補助金	1,000,000.00	
3. 寄付金	一	
4. 雑収入	157,662.00	金公函、全国協清算金、預金利息
計	2,748,462.00	

1. 会議費	101,070.00	
(1) 総会費	48,000.00	会議費、資料費、通知費、謝金
(2) 理事会費	53,070.00	会議費、資料費、通知費、謝金
2. 事業費	2,029,040.00	
(1) 公立図書館に關する研究費	1,016,040.00	
① 研究集会費	195,000.00	会議費、印刷費
② 調査研究費	458,840.00	各委員会調査集計費、印刷費
③ 普及費	362,200.00	研究調査報告書、会報
(2) 図書館普及資料作成費	1,013,000.00	読書の道しるべ 謝金
3. 部会交付金	100,500.00	
4. 渉外費	80,000.00	渉外費(含印刷費)
5. 諸支出金	60,000.00	銀行借入利息、表彰、記念品
6. 事務局費	250,867.00	
(1) 事務費	125,867.00	旅費、謝金、通信費、印刷費
(2) 職員費	125,000.00	職員備上
7. 予備費	126,985.00	
計	2,748,462.00	









第2号 (事務局) 東京都千代田区北谷町1-4 電話 東京 (592) 0101

### 全国公共図書館協議会 設立の経緯について

一、組織改善問題の発端  
昭和四十四年二月十七日の知事会  
議で「全国公立図書館協議会全  
国図書館協議会連合会、日本博物館  
協会については統合を条件に分担金  
を継続支出する」という決定がなされ、  
これが組織改善問題の発端となった。

二、その後の経過  
この知事会の通知の対策のため、  
二月二十一日に幹事会を開催し、組  
織改善委員会を作りこの問題を検討  
することになった。  
以後十四回にわたり会議が開かれ  
結論をえた。

44. 2. 21	幹事会	44. 6. 17	正副会長会
44. 3. 20	組織改善委員会	44. 6. 17	幹事会
44. 4. 9	組織改善委員会	44. 11. 6	組織改善委員会
44. 5. 18	幹事会	45. 1. 19	組織改善委員会
44. 5. 21	幹事会	45. 3. 10	11 幹事会兼組織改 善委員会
		45. 5. 11	正副会長会兼組織改 善小委員会(全国協 定の合同会議)
		45. 6. 1	幹事会(全国協定の 合同会議)
		45. 6. 25	幹事会

三、新組織の発足  
公立図書館間の組織が単一化し、  
大同団結して進むことは望ましいこ  
とである。この機会に、将来のワイ  
ジョンをもった前進的な統合を行な  
うという幹事会の結論をえた。

昭和四十五年六月二十五日の設立  
総会において賛成多数をもって、全  
国公立比谷図書館協議会、全  
国図書館協議会を統合し新組織をもつ  
て発足することになった。

四、知事会に対する報告  
昭和四十五年七月九日付で左記の  
文章を知事会事務局に提出した。

昭和四十五年七月九日  
全国知事会  
会長 桑原幹根 殿  
全国公共図書館協議会  
会長 杉 捷夫

法令によらない分担金の  
支出について  
このことにつきましては、昭和四  
十四年二月二十五日付をもって知事  
会議での決定の通知をいたしました。  
ご指示されました条件につきまして、  
関係団体である、全国公立図書  
館長協議会、全国図書館協議会連合  
会、社団法人日本博物館協会の間で  
知事会議の決定の趣旨にそって合併  
すべく、この一年間努力いたしました。  
その結果を下記のとおり報告いた  
します。

この上は、なにとぞ本会を財政支  
出団体として、早急に認定下さい。  
ますより切にお願い申し上げます。

記  
1. 全国公立図書館長協議会、全国  
図書館協議会連合会の二団体は昭和  
四十五年六月二十五日、合併のための設

立総会を行ない、新たに全国公共  
図書館協議会として発足しました。  
別紙、規約、事業計画、予算をそ  
えて報告いたします。

2. 社団法人日本博物館協会につき  
ましては、合併の申し入れを行ない  
折衝を続けてまいりましたが下記の  
理由により強硬態度は合併の実現を  
みておりません。

しかしながら、広義には社会教育  
を目的とする団体でありますので、  
今後さらに合併について一層の努力  
をいたす所存であります。

(1) 構成組織の相違、社団法人日  
本博物館協会は、国立、公立、私  
立、神社仏閣、文化財所有個人  
会社等、約八百団体により構成さ  
れている。一方、本会は公共図書  
館の団体である。

(2) 日本博物館協会は社団法人であ  
るため、現組織のままでは、他団  
体と合併しにくい。

(3) 組織法規の相違、図書館は図書  
館法、博物館は博物館法によって  
いる。以上

五、知事会の財政支出団体認定の  
通知  
知事会第六十二号  
昭和四十五年八月六日  
全国公共図書館協議会  
会長 杉 捷夫 殿  
全国知事会  
会長 桑原幹根

法令によらない分担金の  
支出について(通知)  
七月九日付をもってお申し越しの  
あつた協会のことについては、去る  
七月三十一日開催の全国知事会議に  
提案し、社団法人日本博物館協会と  
の合併の困難な理由等についても説  
明の上協議の結果、分担金の支出に  
ついては、従来全国公立図  
書館長協議会、全国図書館協議会連  
合会および社団法人日本博物館協会  
に対しては、分担金の支出がなされ  
てきたが、昭和四十四年二月十七日開  
催の全国知事会議における議決に基づ  
いて、難賃の合理化を計る趣旨で、類  
似団体である上記三団体の統合を行  
うこと条件に分担金の支出を認めるこ  
とになっており、従って三団体の統  
合が成立するまでは分担金の支出が  
停止されておたのであるが、その  
関係団体の間で合併について鋭意努  
力されたが、構成組織および業務法  
令等の相違により、日本博物館協会  
の合併は極めて困難であるとの理由  
により、この趣旨の通り二団体の  
合併である全国公共図書館協議会  
に対する分担金の支出を認めてほしいと  
の申し越しがあつたもので七月二十  
一日全国知事会議において協議の結果  
事情止むを得ないものがあると思  
同協議会に対する分担金の支出が承  
認されましたので、然るべくご配  
慮いただきますこと通知申し上げます。

### 全国公共図書館協議会 設立総会議事録

昭和四十五年六月二十五日  
都立日比谷図書館  
一、開会  
二、議長選出  
江袋文男氏を選出

三、議事  
①規約の承認  
②役員を選出  
③理事の承認(会報一号参照)  
④会長、副会長の承認

会長 杉 捷夫氏、副会長 杉  
瀬次郎氏、泉 義雄氏、三木  
肇氏、中島 俊次氏を承認  
④監事の選出  
菱田忠義氏、菅 賢氏、小  
林 一野氏を選出  
⑤昭和四十五年庶務計画 予算  
(会報一号参照)  
⑥原案通り承認  
⑦銀行借入について

### 昭和四十五年度 全国公立図書館協議会総会議事録

昭和四十五年六月二十五日  
都立日比谷図書館  
一、開会 佐藤事務局長  
出席者 三五五名、委任状授出者一  
五六名、計二九一名、全員八〇一名  
で、その内は二六七名であるので、  
総会は成立する。

二、来賓祝辞  
文部省佐々木英氏  
社会の多様化は社会開発などを考  
えると図書館行政が重視される時代  
に来ていると考える。大団の競争は  
現在、文化の面での競争にうつて  
いる。  
J.L.A事務局長 川沢曾介氏  
韓国から帰ったところであるが、  
韓国は文化面での予算は少ないにも  
かわらず、図書館人の熱意を感じ

三、議長選出  
山岡寛章氏、江袋文男氏を選出

四、議事  
(1)昭和四十四年度事業報告および  
決算報告について(会報二号参照)  
事務局長より報告、幹事会につ  
いては組織改善問題に終始した。なお  
学校図書事業法改正問題について臨時  
幹事会を開催、反対意見書を作成し  
文部省に提出した。  
収支決算について、当初、国庫補  
助金交付は困難なところであったが、  
蔵書の選しへの実行によって、国  
庫補助金百万円の交付を受けた。

(2)監事報告  
菱田忠義氏(千葉県立中央)より

昭和四十五年度

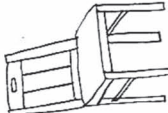
全国研究集会 (要旨)

日時 昭和四十五年六月二十五日
午後二時~五時
場所 東京都立日比谷図書館
出席者 一三五名
議長 齋田 義典 (千葉県立)

この研究集会は、昭和四十四年度に引き続き、東海・北陸・四国・九州ブロックは財政問題について発表を行なった。(報告書参照)
山岡 謙吉 (山形県立) 蔵書増進について話しあわれたが、また、中央図書館

(4) 予算について
文部省の補助金が交付される場合にはその事業及び予算の更正については、幹事会に一任することにし承認された。
(5) 幹事の承継について
地区の推薦を経て候補者を幹事に承認された。
(6) 会長、副会長の選任報告
幹事会によって正、副会長の互選結果が報告された。
会長 杉 規夫 (日比谷)
副会長 良本 義雄 (大阪府立)

正副会長と関東地区の幹事を中心にして「組織改善小委員会」をもちいて検討したらよいとの幹事会の意見があり委員会を設けた。そして今まで検討してきた結果は左記のとおりである。
名称「全国公共図書館協議会」略称「全公図」
役員「施設を単位とする」
組織
(1) 組織の細目については、検討する。
(2) 下部の組織は、県単位および地区組織とする。
(3) 館相互の連絡
(4) 管理、運営に関する研究
(5) 図書館活動の推進
事業「従来の事業にワークショップ、研究助成、図書推進運動、出版などを加える。
経費「現行の分規金(全公図および全図協)をそのまま移行する。
感謝状・表彰状の贈呈



(7) 各委員会正副会長及び委員の報告
行政委員会委員長 良本義雄(大阪)
調査委員会委員長 齋田義典(岐阜)
職員委員会委員長 斎藤次郎(神奈川)
財政委員会委員長 竹田俊一(徳島)
副委員長 永田正一(長崎)
(8) 組織改善について
良本副会長より次により経緯報告がなされた。

二 幹事会について
臨時幹事会
昭和四十四年五月二十一日
都立日比谷図書館 会議室
(1) 昭和四十三年度決算について
事務局長報告
(2) 監査報告
結ヶ瀬幹事より適正に支出されていると報告。
(3) 昭和四十四年度事業計画、予算について
国庫補助金については五十万円未満は切替という国の意向を説明、今後の方針を検討
(4) 組織改善について
討議の結果、正副会長会に一任することになる。
正副会長会
昭和四十四年六月十七日
都立日比谷図書館 館長室
協議事項
組織改善について
正副会長案を作成
第一回幹事会
昭和四十四年六月十七日
都立日比谷図書館 会議室
協議事項

昭和四十四年度 事業報告

一 総会について

昭和四十四年六月十八日
都立日比谷図書館 会議室
出席者八五名、委任状提出者一七三名、計三五六名、会費三二二名で、その内は二四二名で総会成立。杉倉義雄、吐沢しん、井澤高次郎の表決権について、議事上山岡謙吉氏(市川市立)を選出して議事に入る。
(1) 昭和四十三年度事業報告および決算報告
政支決算について事務局長より説明。
(2) 監査報告
結ヶ瀬氏(順天県立)より昭和四十三年度の会計監査を行なった結果、適正に取支されたことを認め名旨の報告がなされた。
(3) 昭和四十四年度事業計画および予算
(4) 事業計画について
総会一回、幹事会三回、全国研究集会一回、行政、財政、職員委員会の研究調査については、本年度は、各研究調査について結論をまとめていく予定である。

制匠について図書館雑誌に掲載されたが、その点について委員会討論された。
良本 制度として統制するのではなく、各社面を(印刷)印刷に寄った。
清水(区立立寄)図書館雑誌に書いたことと違っており、機軸の中図書館制度は徹底的に調査を希望し、とことん今回まで実現化しようと、市町村図書館としては、現在のままで不便しては。
山岡 謝罪書等、問題文四回にはぜひ考えしてほしい。
三 財政委員会 議長竹田俊一(徳島県立)
中国、四国、九州ブロックは財政問題について発表を行なった。(報告書参照)
監査報告
山岡 補助金問題については、充分に討論されたが、
竹田 多少は行なうことが、こもこもに結論しなかった。
三 職員委員会 議長大野沢(神奈川県立)
国庫ブロックは司書職業成制既小委員会を担当し「司書職業成制既」について研究した。
北日本ブロックは身分確立小委員会を担当し「司書身分確立」について研究した。(報告書参照)



都道府県六大都市立図書館長名簿

館名	館長名	館名	郵便番号	住 所	電 話
阿 部 啓 郎	北海通立図書館	069-01	北海通江別市西野町592	01138-6-8521	
山 田 正 寿	青森県立 "	030	青森県青森市新町2-4-30	01772-3-2901	
八重野 正	岩手県立 "	020	岩手県盛岡市内丸1-50	0196-24-2515	
茂 庭 邦 元	宮城県立 "	983	宮城県仙台市榴ヶ丘5	2222-56-8401	
相 場 信 太郎	秋田県立秋田 "	010	秋田県秋田市千秋明徳町2-52	0188-33-5411	
堀 口 正 俊	山形県立 "	990	山形県山形市七日町3-1-23	0236-31-2323	
鈴 木 一	福島県立 "	960	福島県福島市松木町1-1	0245-22-4544	
菊 地 真 一	茨城県立 "	310	茨城県水戸市三の丸1-5-56	0292-21-5723	
結 ヶ 瀬 次 郎	栃木県立 "	320	栃木県宇都宮市堀田町357	0286-22-5967	
上 和 田 哲 三	群馬県立 "	371	群馬県前橋市城東町2-3-3	0272-31-3008	
江 袋 文 男	埼玉県立浦和 "	336	埼玉県浦和市高砂3-1-22	0488-29-2821	
上 野 茂	埼玉県立熊谷 "	360	埼玉県熊谷市箱田350-1	0485-23-6291	
菱 田 忠 義	千葉県立中央 "	280	千葉県市川市26	0472-22-0116	
杉 捷 夫	東京都立比谷 "	100	東京都千代田区比谷公園1番4号	03-502-0101	
埴 岡 晋 一	神奈川県立 "	220	神奈川県横浜市西区紅葉ヶ丘24	045-231-8635	
阿 部 宗 芳	神奈川県立川崎 "	210	神奈川県川崎市富士見公園180-1	044-23-4537	
黒 崎 桓 夫	千葉県立新習 "	951	千葉県新習志野市一番堀通5977	0252-28-3240	
龍 谷 一	富山県立 "	930	富山県富山市茶屋町206-3	0763-36-6813	
任 和 田 秀 雄	石川県立 "	920	石川県金沢市本多町3-2-15	0762-31-3291	
朝 日 岳 乘	福井県立 "	910	福井県福井市宝永3-11-16	0776-24-5167	
中 澤 茂 隆	山梨県立 "	400	山梨県甲府市丸の内2-33-1	0552-26-2589	
佐 藤 文 一	県立長野 "	380	長野県長野市兵衛町1097	0262-34-3251	
河 村 儀 一	岐阜県立 "	500	岐阜県岐阜市大宮町(岐阜公園内)	0582-65-9136	
高 林 静 夫	静岡県立 "	420	静岡県静岡市谷田620番地	0542-82-1241	
吉 田 晃 一	愛知県立文化会館 "	461	愛知県名古屋市中区久屋町8-8	052-971-5511	
西 村 忠 雄	三重県立図書館 "	514	三重県津市広町町	05928-8-4841	
坂 口 正 司	滋賀県立 "	520	滋賀県大津市京町3-4-22	07754-2-3872	
岩 崎 彰 之 助	京都府立 "	606	京都府京都市右京区醍醐成徳寺町9	075-771-0069	
神 川 清	京都府立 "	606	京都府京都市左京区下鴨半木町	075-781-9101	

組織改善小委員会で原案を作成する。  
 ○組織改善小委員会  
 昭和四十四年十二月十九日  
 都立日比谷図書館 会議室

◇協議事項  
 組織改善について  
 事務局原案を検討の結果、全面的な修正がなされ、これを組織改善小委員会案とする。

○組織改善小委員会  
 昭和四十五年一月十六日  
 都立日比谷図書館 会議室

◇協議事項  
 組織改善について  
 対知事会案でなく全面的改正案とする。

○第三回幹事会兼拡大組織改善委員会  
 昭和四十五年三月十一日  
 都立日比谷図書館 会議室

◇協議事項  
 (1)役員補充について  
 地区から推せんのある、河村儀一氏、朝日岳乗氏を承認する。

(2)歳費表、表彰状の贈呈について  
 (3)事業報告、決算見込について  
 (4)事業計画、予算について  
 (5)組織改善について  
 知事会事務局より田中氏来席、早

急に解決してもらいたいとの発言がある。  
 組織改善委員会案を作成。  
 (6)総会、研究会日程について  
 ○正副会長兼組織改善小委員会  
 昭和四十五年五月十一日  
 都立日比谷図書館 会議室

◇協議事項  
 組織改善について  
 全国図書館協議会連合会から役員が出席、完全な合併を希望する。部会の形式は望ましくないとの発言がある。

○第五回幹事会  
 昭和四十五年六月一日  
 都立日比谷図書館 会議室

◇協議事項  
 (1)組織改善について  
 全国協より布施副会長出席、組織改善最終案を承認。  
 (2)事業報告、決算について  
 麦田監督より、適正に支出されていると監査報告があり、原案どおり承認された。  
 (3)事業計画、予算について  
 作成方法について打合わせする。幹事会で検討することにする。  
 (4)表彰について  
 (5)幹事の補充について  
 地区から推せんのある、相場、朝日、

笹部、高野氏を承認。  
 (6)銀行借入について  
 全員一致で承認  
 ○第六回幹事会兼正副委員長会  
 昭和四十五年六月二十四日  
 都立日比谷図書館 会議室

(1)事業計画、予算について  
 事務局案を承認  
 (2)役員について  
 笹部の欠員は、小林一好氏を推せん、全国協より推せんのある五名をくわえる。  
 (3)総会運営について  
 議長江袋、山岡氏をお願いする。  
 (4)研究会について  
 庶長麦田氏とし、発表者を、行政良木、財政竹田、職員若菜氏にお願いする。  
 (5)委員会のありかたについて  
 総会の日に会をもつこととする。  
 ○正副会長、委員長会  
 昭和四十五年六月二十三日  
 都立日比谷図書館 会議室

◇協議事項  
 委員会のありかたについて  
 再度会議をもち今年度の活動方針を決定する。  
 全国研究会、研究会について  
 是研究調査報告書 昭和四十四年に掲載済

全国図書館協議会  
 ○正副会長、委員長会  
 昭和四十五年八月三十一日  
 大阪府立図書館

◇協議事項  
 (1)委員会研究調査活動の取組みかたについて  
 各委員会が年次計画をたて、研究を行なう。  
 研究の成果は陳情等により文部省その他に働きかける。  
 (2)地区研究会について  
 対象、テーマ、開催方法については各地区にまかせる。  
 ○第一回理事会  
 昭和四十五年八月三十一日  
 大阪府立図書館

◇報告事項  
 (1)全国知事会の財政支出団体の認定について  
 (2)地区研究会のあり方について  
 (3)歳費の差し替への発行について  
 (4)役員補充について  
 (5)その他  
 (1)(2)については正副会長、委員長会案を承認、(3)は発行し国庫補助をうけることを承認、(4)は地区から推せんを承認した。







(会議) 第九条 会議は必要に応じて開催する。各館長は、会議に出席して意見を述べることができる。

(経費) 第十條 本部会の経費は、全国公共図書館協議会の交付金をもって支拂する。

(事務局) 第十一條 この部会の事務を処理するため、事務局を設ける。事務局の長は、部会長が委嘱する。

この規程は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。

別紙三

地区協議会 都道府県協議会通則

第一章 総則

(目的) 第一條 この通則は、全国公共図書館協議会(以下全国協議会という。)規約第十二條に規定したもとの地区協議会および都道府県協議会の組織を、この通則に關する事項を定めることを目的とする。

第二章 地区協議会 (地区協議会)

第一條 地区協議会は、全国協議会および都道府県協議会と密接な連絡のもとに事業を行ない、この

全国協議会の目的の達成ならびに運営の促進をはかるものとする。

第二條 地区協議会には、別表のとおりとする。

第三條 地区協議会は、次の事業を行なう。

- (1) 調査研究
(2) 資料収集および情報交換
(3) 連携協力
(4) その他必要な事業

第四條 地区協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
(2) 副会長
(3) 幹事
(4) その他

第五條 地区協議会の経費は、次のとおりとする。

- (1) 分担金
(2) その他収入

第六條 地区協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第七條 地区協議会の事務局は、会長が所属する図書館内におく。

第七條 地区協議会は、会則役員名簿を全国協議会の会長に連絡するものとする。会費があるたときも同様とする。

第八條 地区協議会は、毎会計年度終了後直ちに其業務報告書を全国協議会の会長に提出するものとする。

第三章 都道府県協議会

第八條 都道府県協議会は、全国協議会および地区協議会と密接な連絡のもとに事業を行ない、この全国協議会の目的の達成ならびに運営の促進をはかる。

第九條 第三條から第九條までの規定は、都道府県協議会に適用する。

付則 この通則は、昭和四五年六月二十五日から施行する。

別表

Table with 2 columns: 協議会名, 都道府県名. Lists regional associations and their corresponding prefectures.

別紙四

委員会通則

(委員会)

第一條 全国公共図書館協議会(以下全国協議会という)規約第十三條に規定する委員会は、次のとおりとする。

- (1) 行政委員会
(2) 財政委員会
(3) 職員委員会

この規程は、昭和四五年六月二十五日から施行する。

別紙五

分担金規程

第一條 分担金は、都道府県各単

位とし、都道府県の基本金四、〇〇〇円に、当該都道府県内の公共図書館の職員数(日本の図書館十六年版による)に二、〇〇〇円を乗じた額を加え、これに一、三四を乗じた額とする。

第二條 都道府県立図書館協議会、八、〇〇〇円、市町村立図書館協議会にあっては、一、〇〇〇円を別に分担する。

第三條 前項により算出した都道府県の分担金は、当分の間別表のとおりとする。

(納入方法) 第一條 分担金は一括して、納入するものとする。ただし、分割して納入することもできる。

(納入期日) 第三條 分担金は、毎会計年度の初めに納入するものとする。

付則 この規程は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。

表彰規程

(目的) 第一條 この規程は、全国公共図書館協議会あるいは、公共図書館の事業に尽力し、その功績顕著な者の表彰に關する事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象) 第二條 全国の公共図書館ならびに図書館協議会から推せんされた者で、次の各号の二に該当すると認められるときは、理事会の決定を経て、これを表彰する。

- (1) 特に本会に功勞のあつた者
(2) 功勞のあつた者
(3) 永年図書館協議会の委員として功勞のあつた者
(4) その他特に表彰することから選定し得た者

第三條 表彰は表彰状の贈呈をもって行ひ、理事会で必要と認められたときは、あわせて記念品を贈呈することができる。

(表彰の方法) 第三條 表彰は表彰状の贈呈をもって行ひ、理事会で必要と認められたときは、あわせて記念品を贈呈することができる。

(経費) 第四條 表彰に要する経費は、本会の会計をもってこれにあてる。

(委任) 第五條 この規程の施行について必要な事項は理事会で定める。

付則 この規程は昭和四十五年六月二十五日から施行し、本会が設立されたときから適用する。

この規程は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。

別紙三

地区協議会 都道府県協議会通則

第一章 総則

(目的) 第一條 この通則は、全国公共図書館協議会(以下全国協議会という。)規約第十二條に規定したもとの地区協議会および都道府県協議会の組織を、この通則に關する事項を定めることを目的とする。

第二章 地区協議会 (地区協議会)

第一條 地区協議会は、全国協議会および都道府県協議会と密接な連絡のもとに事業を行ない、この

全国協議会の目的の達成ならびに運営の促進をはかるものとする。

第二條 地区協議会には、別表のとおりとする。

第三條 地区協議会は、次の事業を行なう。

- (1) 調査研究
(2) 資料収集および情報交換
(3) 連携協力
(4) その他必要な事業

第四條 地区協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
(2) 副会長
(3) 幹事
(4) その他

第五條 地区協議会の経費は、次のとおりとする。

- (1) 分担金
(2) その他収入

第六條 地区協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第七條 地区協議会の事務局は、会長が所属する図書館内におく。

第七條 地区協議会は、会則役員名簿を全国協議会の会長に連絡するものとする。会費があるたときも同様とする。

第八條 地区協議会は、毎会計年度終了後直ちに其業務報告書を全国協議会の会長に提出するものとする。

第三章 都道府県協議会

第八條 都道府県協議会は、全国協議会および地区協議会と密接な連絡のもとに事業を行ない、この全国協議会の目的の達成ならびに運営の促進をはかる。

第九條 第三條から第九條までの規定は、都道府県協議会に適用する。

付則 この通則は、昭和四五年六月二十五日から施行する。

別紙四

委員会通則

(委員会) 第一條 全国公共図書館協議会(以下全国協議会という)規約第十三條に規定する委員会は、次のとおりとする。

- (1) 行政委員会
(2) 財政委員会
(3) 職員委員会

この規程は、昭和四五年六月二十五日から施行する。

別紙五

分担金規程

第一條 分担金は、都道府県各単

位とし、都道府県の基本金四、〇〇〇円に、当該都道府県内の公共図書館の職員数(日本の図書館十六年版による)に二、〇〇〇円を乗じた額を加え、これに一、三四を乗じた額とする。

第二條 都道府県立図書館協議会、八、〇〇〇円、市町村立図書館協議会にあっては、一、〇〇〇円を別に分担する。

第三條 前項により算出した都道府県の分担金は、当分の間別表のとおりとする。

(納入方法) 第一條 分担金は一括して、納入するものとする。ただし、分割して納入することもできる。

(納入期日) 第三條 分担金は、毎会計年度の初めに納入するものとする。

付則 この規程は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。

表彰規程

(目的) 第一條 この規程は、全国公共図書館協議会あるいは、公共図書館の事業に尽力し、その功績顕著な者の表彰に關する事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象) 第二條 全国の公共図書館ならびに図書館協議会から推せんされた者で、次の各号の二に該当すると認められるときは、理事会の決定を経て、これを表彰する。

- (1) 特に本会に功勞のあつた者
(2) 功勞のあつた者
(3) 永年図書館協議会の委員として功勞のあつた者
(4) その他特に表彰することから選定し得た者

第三條 表彰は表彰状の贈呈をもって行ひ、理事会で必要と認められたときは、あわせて記念品を贈呈することができる。

(表彰の方法) 第三條 表彰は表彰状の贈呈をもって行ひ、理事会で必要と認められたときは、あわせて記念品を贈呈することができる。

(経費) 第四條 表彰に要する経費は、本会の会計をもってこれにあてる。

(委任) 第五條 この規程の施行について必要な事項は理事会で定める。

付則 この規程は昭和四十五年六月二十五日から施行し、本会が設立されたときから適用する。



表彰規程施行内規

1. 第二条第一項の適用については、次に示す。
  - (1) 図書籍に勤務し、期間が30年以上で、功勞のあった者。
  - (2) 部長として10年以上勤務し、功勞があり、転任された者。
2. この内規は昭和四十五年六月二十五日から適用する。
  - (1) 委員の期間が15年以上で、功勞のあった者。
  - (2) 委員として10年以上その職にあり、功勞があり、選任された者。



分 担 金

県名	負担額	果名	負担額	果名	負担額
北海道	3,850	石川	15,000	岡山	28,600
青森	2,490	福井	9,400	広島	18,200
岩手	1,480	山梨	12,700	山口	22,900
宮城	2,450	長野	17,800	徳島	18,700
秋田	1,750	岐阜	13,900	香川	12,300
山形	2,670	静岡	28,400	愛媛	21,900
福島	2,450	愛知	38,700	高知	12,500
茨城	1,480	三重	12,500	福岡	28,800
栃木	2,420	滋賀	9,000	佐賀	12,200
群馬	2,820	京都	20,200	長崎	13,000
埼玉	3,600	大阪	50,500	熊本	22,500
千葉	2,920	兵庫	2,400	大分	14,200
東京都	11,610	奈良	10,500	宮崎	13,700
神奈川県	5,550	和歌山	10,900	鹿児島	18,700
新潟	2,770	鳥取	10,900	計	1,077,800
富山	2,200	島根	10,100		

全昭四十五年十一月三十日  
 全国公共図書館協会 会長 杉本武敏  
 行政委員会 会長 良本雅雄  
 図書籍法改正に關する中央推進事項について  
 行政委員会に属する五部会委員会は昭和四十四年以來、館法改正に關する研究と調査を行い、その結果は昭和四十四年圖書法改正委員の通りにてあり、去る十月十五日開催の定例会に於いて、中央に於ける重原理事等より、下記のとおり決定されたので、報告をたがた後、中央に於いて細論の上、推進の方針を願ひ申し上げます。

記  
 1. 本市指定都市(区)に図書館を義務設置し、規定を設けること  
 2. 補助を望み、其難を導き、その補助を行ふる規定を設けること  
 (現行図書法第10条第1項第2款を基き、圖書館補助規定の改正を含む) 公の出版物、圖書の提供と義務化する。 以上

昭和46年度役員名簿

地区名	理事名	地区名	名	副理事名	地区名	名
北日本 (4)	阿部 悟郎	北海道	北海堂立	梶野 健治	島根県	島根県立
	佐藤 文夫	秋田県	秋田県立	大原 利己	岡山県	岡山県立
	尾藤 邦元	宮城県	宮城県立	西 正 正	鳥取県	鳥取県立
	井 沢 保	福島県	福島県立	村 山 清	香川県	香川県立
東 東 (6)	鮎 瀬 次郎	栃木県	栃木県立	越 智 通 敏	愛媛県	愛媛県立
	江 袋 文男	埼玉県	埼玉県立	高 野 達 雅	高知県	高知県立
	杉 原 進	神奈川県	神奈川県立	島 内 二 郎	熊本県	熊本県立
	羽 毛 田 潔	神奈川県	神奈川県立	池 田 正 直	佐賀県	佐賀県立
東海北陸 (3)	朝 日 岳 乘	福井県	福井県立	中 島 金 次 郎	北九州市	北九州市立
	河 村 忍	岐阜県	岐阜県立	布 施 六 郎	千葉県	千葉県立
	依 崎 彩 之 助	京都府	京都府立	片 岡 深 山	山形県	山形県立
	松 尾 一 夫	大阪府	大阪府立	高 橋 正 治	新潟県	新潟県立
近 畿 (4)	森 耕 一	大阪府	大阪府立	立 石 四 郎	千葉県	千葉県立
	徳 部 一 良	神戸市	神戸市立	客 殿 賢 一	和歌山県	和歌山県立

昭和四十六年度 定期総会次第  
 日時 昭和四十六年六月二十三日  
 午前九時三十分至十二時  
 場所 東京都立比谷図書館 四階会議室

一、開会  
 一、議長挨拶  
 一、議案  
 ・昭和四十五年度事業報告より  
 ・昭和四十六年度事業計画より  
 ・び決算報告について  
 ・び予算について  
 ・理事の承認について  
 ・監事の選任について  
 ・社会教育法改正について  
 ・その他

一、感謝状の贈呈  
 一、表彰状の贈呈  
 一、会長祝辞  
 一、受賞者謝辞  
 一、閉会

昭和四十六年度 研究集会実施要項  
 日時 昭和四十六年六月二十三日  
 午後一時至四時  
 場所 東京都立比谷図書館  
 趣旨 この研究集会は、全国の公共図書館相互の連絡を密にし、図書館の管理運営に關する研究を行なうことを目的とする。  
 主催 全国公共図書館協議会  
 参加対象者 会員

研究内容  
 (1) 研究内容  
 行政問題について  
 財政問題について  
 職員問題について  
 (2) 全体会議

時間	内容
1:00	開会・オリエンテーション
1:15	行政委員会発表
1:45	財政委員会発表
2:15	職員委員会発表
2:45	全体会議
4:00	閉会

昭和四十五年度 事業報告

- 一 全国研究集会
日時 昭和四十五年六月二十五日
午後二時～五時
場所 都立日比谷図書館会議室
出席者 一三五名
座長 菱田忠義氏
(1) 行政委員会報告 奥本義雄氏
(2) 財政委員会報告 竹田俊二氏
職員委員会報告 大野次郎氏
二 研究調査
○行政問題(行政委員会)
(1) 公共図書館における(読)業務規定の調査を実施 近畿地区担当
(2) 図書館蔵書政策に関する研究を実施 東海・北陸地区担当
○財政問題(財政委員会)
都道府県立図書館とそのサービスに係る研究を実施 中国・四国・九州地区担当
○職員問題(職員委員会)
(1) 司書職業成制度に関する研究を実施 関東地区担当
(2) 司書職身分確立に関する研究を実施 北日本地区担当
三 研究調査報告書の発行
一〇〇部を刊行し、館長ら及び

- 関係各方面に配布した。
四 地区研究集会
全国六地区で開催した。詳細は別冊(理事報告参照)
五 蔵書政策検討作成
「読書の進しるべ」を二万二千部を刊行し、配布した。
六 設立総会について
日時 昭和四十五年六月二十五日
午前十一時～十二時
場所 都立日比谷図書館会議室
議長に江袋氏を選出して議事に入る。
(1) 規約の承認
(2) 役員承認
(3) 昭和四十五年度事業計画・予算承認
(4) その他
七 理事会について
○正副会長・委員長会
日時 昭和四十五年八月三十一日
午前十一時～十二時
場所 大阪府立図書館
○協議事項
(1) 委員会研究調査活動の取組みかたについて
(2) 地区研究集会について
(一)七の詳細は(会報2号参照)
○第二回理事会
日時 昭和四十五年八月三十一日
午後一時～五時

- 場所 大阪府立図書館
○協議事項
(1) 全国知事会の財政支出団体の認定について
(2) 委員会のあり方について
(3) 地区研究集会のあり方について
(4) 読書の進しるべの発行について
(5) 役員補充について
(6) その他
○第二回理事会
日時 昭和四十五年十二月十一日
午前十時～午後四時
場所 都立日比谷図書館会議室
○報告事項
(1) 文部省図書館研究会について
(2) 社会教育関係団体懇話会設立について
(3) その他
○協議事項
(1) 予算補正について
(2) 昭和四十六年度委員会活動について
(3) 昭和四十六年度分損金について
(4) 「社会教育懇話会中間発表」に対する意見書について
(5) その他
(1) は承認 (2) は「読書の進しるべ」に代る案を考へ国庫補助金を受けることを決める。(3) は増額は出来ないで、就進協へアプロの館長が交渉に行く。(4) は意見書を提出することにする。(5) の表彰規程に

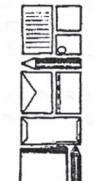
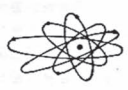
- ついでに次回までに原案を作成、社会教育関係団体懇話会へは加入することに決定
○第三回理事会
日時 昭和四十六年三月二十四日
場所 都立日比谷図書館会議室
○報告事項
(1) 就進協事務局との懇談について
(2) 分損金納入状況について
(3) 「読書の進しるべ」予約状況、発行について
(4) その他
○協議事項
(1) 役員補充について
(2) 表彰規定について
(3) 昭和四十六年度事業計画・予算について
(4) 総会研究集会の日程について
(5) 社会教育法の改正について
(6) その他
(1)・(2) は原案通り承認、(3) は就進協の寄付金により「読書普及活動のための研究集会」を開催することを決定、他の事業は昨年通り行なり、(4) は六月二十三日に行なり、(5) は文部省社会教育局長今村武俊氏が出席され、文部省の意向を説明する。本会としては小委員会を設置して検討する。(配録参照)
八 会報の発行
一号・二号を発行した。

- 九 部会活動
(1) 公共図書館関係予算の増額運動を行った。
(2) 地方公共団体における図書館関係予算増額の推進を行った。
感謝状受賞
良本 義雄 (大阪府立)
鈴木 一 (福島県立)
加藤 豊 (広島県立)
示野 丹 昇 (宮崎県立)
日高 正浩 (日比谷)
常田 正孝 (日比谷)
佐藤 政孝 (日比谷)
長南 信生 (日比谷)
表彰状受賞
委員
有泉 厚子 (熊谷市立)
石井 文子 (熊谷市立)
伊藤善五郎 (青森県立)
大及 よふ (埼玉県立)
小和田 毅夫 (上越市立)
片岡 潔 (山形市立)
加藤 武明 (船橋市立)
川崎 高博 (神奈川県立)
川瀬 清 (長岡市立互尊文庫)
反町 栄一 (長岡市立互尊文庫)
高橋 和夫 (鹿戸町立)
高橋 庄次郎 (埼玉県立浦和)
高橋 文次郎 (花巻市立)

- 竹崎 文男 (徳島市立)
春田 まつ (宮崎県立)
春山 成郎 (上越市立)
藤原 謙造 (高崎市立)
宮崎 慶太郎 (奈良県立)
武藤 六三郎 (岐阜県立)
山下 知躬 (水戸市立)
前 長
青木 一良 (新津市立)
坂倉 公 (三木市立)
小川 栄 (日南市立)
佐藤 吉太郎 (高野市立)
高橋 礼弥 (新潟県立)
高田 兄太郎 (高田市立)
日高 一 (高崎県立)
福田 慶美 (高崎市立)
山内 慶四郎 (駒沢市立)
山本 茂 (青北町立)
職員
青木 茂 (高根県立)
浅野 一 (津市立)
加藤 武夫 (新潟県立)
坂川 勝春 (高根県立)
高芝 長男 (高根県立)
成田 兼義 (名古屋県立)
林 郁子 (大阪府立)

- 昭和46年度事業計画
一 総会および理事会
(1) 総会 六月 東京
(2) 理事会 五月 東京
十月 東京
二月 東京
二 社会教育法等改正に関する研究活動
三 研究調査
(1) 研究集会
① 全国研究集会 六月 東京
② 地区研究集会(全国各地)
③ 読書普及活動研究集会(全国各地)
(2) 研究調査(委員会)
① 行政問題
ア 公共図書館における業務規程の研究
イ 図書館の振興策に関する研究
ウ その他
② 財政問題
ア 都道府県立図書館とそのサービス網による市区町村立図書館との関係に関する研究
イ その他
③ 職員問題
ア 司書職業成制度に関する研究

- イ 司書職員の身分確立に関する研究
ウ その他
四、部会活動
(1) 公共図書館関係国家予算の増額運動
(2) 地方公共団体における図書館関係予算増額の推進
五、資料刊行
(1) 会報の発行 年3回
(2) 研究調査報告書の刊行
(3) 読書普及活動研究報告書の刊行
六、表彰
七、図書館に関する要請
(1) 行政に関する事項
(2) 財政に関する事項
(3) 職員に関する事項





昭和46年度収支予算書

1. 収入の部

科	目	本年度予算額	前年度予算額	増△減	明
1. 事業負担金		1,077,800	1,590,800	△513,000	
	(1)本年度負担金	1,077,800	1,077,800	0	
	(2)特別負担金	0	513,000	△513,000	
2. 国庫補助金		1,000,000	1,000,000	0	
	寄付金	500,000	0	500,000	就進協
3. 雑収入		1,000	157,662	△156,662	預金利息
	繰越金	227,631	0	227,631	
計		2,806,431	2,748,462	57,969	

2. 支出の部

科	目	本年度予算額	前年度予算額	増△減	明
1. 会議費		10,000	10,107	△1,070	
	(1)総会費	5,000	4,800	2,000	謝金・印刷費、会議費、その他
	(2)理事会費	5,000	5,307	△3,070	謝金・印刷費、会議費、その他
2. 事業費		2,106,600	2,029,940	76,660	
	(1)立図書館(関才)	1,021,900	1,016,040	5,860	
	1)研究会費	193,900	195,000	△1,100	地区研究会
	2)調査研究費	428,000	458,840	△30,840	委員会調査研究
	3)普及費	400,000	362,200	37,800	研究調査報告書・会報・郵券
(2)読書啓発資料作成費	0	1,013,000	△1,013,000	「読書の道しるべ」	
(3)読書普及活動費	108,410	0	108,410	読書普及研究会	
3. 部会交付金		100,500	100,500	0	
4. 渉外費		90,000	80,000	10,000	陳情、その他
5. 諸支金		6,000	6,000	0	表彰関係、銀行借入利息
6. 事務局費		250,000	250,867	△867	
(1)事務費		125,000	125,867	△867	郵券、電話、旅費印刷、その他
(2)職員費		125,000	125,000	0	職員備上
7. 予備費		99,931	126,985	△27,054	
計		2,806,431	2,748,462	57,969	

昭和45年度収支決算書

1. 収入の部

科	目	当初予算額	修正額	予算現額A	収入額B	予算額との 収支差B-A	明
1. 事業負担金		1,590,800	205,200	1,796,000	1,796,000	0	
	(1)本年度負担金	1,077,800	0	1,077,800	1,077,800	0	
	(2)特別負担金	513,000	205,200	718,200	718,200	0	
2. 国庫補助金		1,000,000	△77,000	923,000	923,000	0	内示額変更
	雑収入	157,662	0	157,662	181,189	23,527	余額・余額清算 金・預金利息
計		2,748,462	128,200	2,876,662	2,900,189	23,527	

2. 支出の部

科	目	当初予算額	修正額	予算現額	支出額	残	明
1. 会議費		10,107	38,630	139,700	139,700	0	
	(1)総会費	48,000	15,850	63,850	63,850	0	印刷費、会議 費、その他
	(2)理事会費	53,070	22,780	75,850	75,850	0	印刷費、会議 費、その他
2. 事業費		2,029,940	23,960	2,053,900	2,053,900	0	
	(1)立図書館(関才)	1,016,040	10,760	1,026,800	1,026,800	0	
	1)研究会費	195,000	△11,955	183,045	183,045	0	地区研究会
	2)調査研究費	458,840	△72,585	386,255	386,255	0	委員会調査研究
	3)普及費	362,200	95,300	457,500	457,500	0	研究調査報告書・会 報・郵券
(2)読書啓発資料	1,013,000	13,200	1,026,200	1,026,200	0	「読書の道しるべ」	
3. 部会交付金		100,500	0	100,500	100,500	0	
4. 渉外費		80,000	17,260	97,260	97,260	0	
5. 諸支金		60,000	0	60,000	47,898	12,102	寄費・記念品・借入 預金・その他
6. 事務局費		250,867	0	250,867	234,200	16,667	
(1)事務費		125,867	0	125,867	111,000	14,867	郵券・印刷・その他
(2)職員費		125,000	0	125,000	123,200	1,800	職員備上
7. 予備費		126,985	48,350	175,335	—	175,335	
計		2,748,462	128,200	2,876,662	2,672,558	204,104	

繰越額 227,631 円

全公図第三回理事会  
(今村局長談話記録)

日時 昭和四十六年三月二十四日  
午後十二時～一時四十分

場所 郡立北谷図書館会議室

出席者 今村武俊(社会教育局長)  
佐々木実(専門職員)

文書者 全公図(理事)

出席者 阿部信郎(北海道立)  
茂原元(宮城県立)  
鈴木一(福島県立)  
轟夕次郎(栃木県立)  
江袋文男(埼玉県立)  
杉 謙夫(埼玉県立)  
藤原 進(前橋市立)  
山岡重幸(市川市立)  
朝日哲夫(福井県立)  
河村 謙(岐阜県立)  
松尾 一(大阪府立)  
三木 良(大阪市立)  
笹部 一(神戸市立)  
掛野徳治(高知県立)  
村山 清(香川県立)  
菱田忠義(千葉県立)  
越智通敏(愛媛県立)  
高野理雄(熊本県立)

全公図(協議会)  
中島義次郎(栃木県)

布施六郎(千葉県)  
片岡 謙(千葉県)  
高橋任次郎(埼玉県)  
市勢向 江口、野田、長瀬

今村局長 社会教育法改正問題につ  
いて、社会教育法改正委員会  
に現行法令の改正を含むより具体  
的策案を検討加増せよとして  
いるが、昨年7月に閣議を拜会し  
て感じたことは、学校教育は時代  
の要求に応じてそのつと改正を行  
なされてきたが、社会教育法には  
それが無い。これは文部省の怠慢  
と見做すに当たっては困るので、  
細かく改正案を作成したが、細か  
い修正では法案改正の本質的な問  
題ではないということ、国会提  
案はできない。  
そこで、低能率の目標としては、  
法改正について検討することを考  
えている。しかし、新聞等による  
ように、文部省の案があり、それ  
よりも決めるのではない。  
社会教育に関する大きな法律を  
作っていく準備をととのえている  
段階にある。

江口(目比谷) 図書館界の雰囲気とし  
ては、図書館法29ヶ条が社会教育の  
8ヶ条に入るのはさびしいと感じ  
ている。また、各県の社会教育課

長の段階で定められているので  
はないかと憂慮している。  
今村 法の条文は早いらしいとい  
うのもよい。  
江口 現行の図書館法がそのまゝい  
とらうわけではない、たとえば館  
長の資格、司書職の位置づけなど、  
今村 検閲の問題点の資料は、空白  
の所はあまり問題がないので、問  
題点の部分を検討してもらいたい  
ということである。  
江口 図書館法が全部で8ヶ条にな  
るのはさびしい。  
今村 法理論ではなくマインドである。  
江袋(宮城県立) 社会教育法改正につ  
いては、各文に図書館の振興につ  
いてお考えいただいていると思  
うが、この辺のお話をいただきたい。  
今村 社会教育の概念については文  
部省の中でも意見がわかれる。た  
とえば、青少年に関する職はた  
くさんある。社会教育については  
社会教育がめだつて、他はかくれ  
てしまふ。  
社会教育が一望のもとに眺めら  
れる法律があれば関係各県は非常  
に理解しやすいと思う。  
社会教育は多種多形であるが、  
おたがいに足のひびきはありをし  
ている感である。  
社会教育局は60名しか職員がい  
ないが、これでは存在価値がない

といわれる。  
社会教育の改正案文についてはま  
だよくみていない。いまのところ  
審議官に法改正について検討する  
よう命じている段階である。条文  
をみたいということならば審議官  
をつれてきて見せてもよい。  
図書館振興のための図書館制が  
らの要項事項についての一紙表を  
文部省で作成したが文部省で出来  
ることは非常に少ないし、また都  
道府県、市区町村で行なうべき事  
を文部省に要求している。  
杉(目比谷) 社会教育法は改正の方向で  
考えているのか。  
今村 改正案を事務局に作らせた。  
この中の重要点を15の問題点とし  
てとりあげた。改正する決断をも  
っているわけではない。当面の関  
係者が賛成しないものを国会に提  
案してみてもできるわけではない。  
文部省は先手はとる、しかし、中  
央はみなさんと検討によってきめ  
たいと思う。  
杉 図書館法は立派な法律であると  
思う。しかし、行政当局に行う意  
志がなければ、法の精神はなにか  
ひたしとらえられぬか。  
なお、図書館は社会教育の領域  
だけではとらえられないものを持  
っているのではないか。  
今村 行政は事業運営の規程を示

したものである。図書館界の要望  
は来々市市立村立すべて内容のも  
のがあるが、文部省で行くべきも  
のに対しては意見をまわして注文  
をつけていただきたい。  
また、図書館は社会教育の領域  
ではないという意見が多岐にわた  
るをまとめていただきたい。  
村山(香川県立) お話を今だけで  
裏心暗算がたかた、文部省はミニ  
メーションを重視を考えている  
だけで、地方の社会教育関係  
関係界によく意見をまき、情報を  
流すより指図していただきたい。  
布施(千葉県立) 今後とも社会教育の  
一層の振興をお願いしたい。

今村 今までは社会教育の予算はと  
れないものだという印象が多岐に  
わたるが、これを今年に公民館予算案4  
億だったのを千億四五〇〇万の獲  
得に成功した。次年度は図書館界  
の知恵を借りて、なにかいい案を  
作りたい。

布施 社会教育の改正について、図  
書館長の意見は聞かないのか。  
今村 現在まだその段階までいって  
はいない。もう少し形をととのえ  
る段階で意見を聞きたい。

片岡(山形) 社会教育は一般のレ  
ベルを引きあげるといふことだが  
図書館は自主的意欲による。この  
点で社会教育と図書館との機能の

ちがいがあのように思うが、文部  
省は全部メックスして、社会教育  
をとらざるまいがある。このこ  
とについてどう考えるか。  
われわれは法改正よりも金がほ  
しい。

今村 社会教育の理解の方法がら  
が、今日の社会教育は、戦前、戦  
中の戦後とよりどころにしており、  
図書館もその本質にかわりがない。  
お金だけでは、予算要求を出せ  
ばとれるというわけではない。関  
係者がどう受けそのことに熱意を  
もっているか、どう之論を起すか  
と、いふところが問題である。

掛野(高知県立) 社会教育の中心  
的機能は本来的に図書館だとい  
う方向に願っていた。社会教育  
の施設の中で包摂されるより早  
進法がよい。

今村 図書館がありとすれば社会  
教育がどうもというのではない。  
社会教育の主要法(中)では通則と  
各論があり、通則では共通部分を  
くみとだけ、各論はまよする  
という異なる便宜上の問題である。  
布施 いくつ法律とてとてとて人  
を得なければ振興は図れない。今  
村局長が社会教育とやら本能的に  
喜んでいる。大いにやつて欲しい。  
なお、現法の中で図書館協働

会については、「おくことができ  
る」となっているが、「おく」と  
していただきたい。  
茂原(宮城県立) 法改正案を示  
していただきたい。  
今村 案文をおみせしてもよいが、  
現段階ではまったくの案文である  
ので、フリーな議論の材料として  
いただきたい。なお、今年に図書  
館や博物館の予算をとる決意をか  
ためているので協力をお願いした  
いでい。

七月の予算の時期までに対策案  
を作ってもらいたい。さいわい、  
国会の委員会で公民館予算は大き  
いが図書館は少ないと話題になっ  
た。大臣もこれを聞いているの  
で見直しは明らなわけではないか。  
掛(熊本県立) 具体的なことを  
を申し上げたい。

(1) 社会教育行政については、た  
だ教育委員会に通知を出すだけ  
では未確定をつわらない。今  
後はこの点も考えたい。

(2) 本会も研究調査を行っている  
が文部省に対して直接要望を出  
してないが、この点は当協議  
会の専任である。今後は協働な  
関係をともってほしい。

(3) 現行図書館法の第三條の指  
導教育資料の位置づけははっ

まりしない。  
(4) 4条から6条に司書の位置  
づけがあり、この中に専門の職員  
とあるが、この「的」があるの  
とないのでは大きな相違があ  
る。ぜひ「的」としていただ  
きたい。

(5) 9条に公の出発物の取集につ  
いて規定があるが現実には交付  
うけないものが多いので考慮さ  
れたい。

(6) 14条の図書館協議会は「置  
く」としていただきたい。  
(7) 18条の設置基準について考慮  
していただきたい。

今村 図書館の関係者からも視察  
ライブラリーに対する意見をうけ  
たまわりたい。ライブラリーは施  
設ではなく事業ではないかと考え  
るが、施設が事業の位置づけは  
まじりしないので、中ぶらりんで  
あり、行政施設上大変よい。  
図書館の振興策については館界  
として集約された意見をまかせて  
いただきたい。  
そのために、小委員会をつくり、  
専門委員会で研究するようには  
はどうか。  
山岡 社会教育の中間答申に対して図  
書館界から意見を提出したが、こ  
の点どう取入れられたか知りたい。  
また、法改正の問題についても具



体的な条文なしには検討できない。単独法がよいか総合法がよいか検討したい。

今村 社会教育は法律がなくとも通達でも通達でもよいということも考えられる。法改正が問題ではないか、その内容をいかに具体的に実行するかが問題である。

山岡 心配なことは、ひもつき予算の点と、図書館の中立性の問題と、文部行政の中で上層下層になりわしないか。

今村 ちょっとアブノーマルな考えである。また資料の点であるが

一〇〇部も作ると片費がなくなってしまう。雑力の面ではなく、予算を取るほうはよいのではないか。

今年に図書館予算を取る年である。一・四十 終了

全公団第一回社会教育法改正問題小委員会記録

日時 昭和四十六年五月十一日 午前十時午後二時
場所 穂立日比谷図書館 館長室
出席者 岩田審議官、鹿海社会教育課長、法規係長、施設係長

全公団(小委員) 杉(日比谷)、鮎(新大) 政(宮城)、江(埼玉) 増(神奈川)、三(大阪) 事務局長 江口、四方田、五十嵐

会議内容 江(埼玉) 委員、鮎(新大) 副委員長を選出し、会期開かれた今回は文部省側から社教審審申に件なり法改正の問題についての見解を聞き、質疑応答の形で進められた。

岩田審議官発言要旨

一、昨年、社会教育の施設充実として特に公民館に重点をおき、これを突出部として、社会教育全体にテコ入れをしようと考えた。

一、今年は何を重点とするかを検討中であるが、昨年と同じでは施設増えないので、どこに力を入れるかは検討課題であるという段階である。

一、社教法については、次の観点から、現在、議論を盛んで検討を進めている。

・社教法は戦後、間もなくできて、これまでになかった教育を行なってきた。しかし、20数年たった今日、社会情勢もかわり、現状に合わない面がでてきたことを反省し、時代に即応したものを考

の考えたい。種々の社法関係団体から種々の意見が出されてきたが、それを行なうには法改正を行なう必要がある。

・社教審の審申のまえに、法改正も検討せねばならぬということも言われている。そこで、この際、社教法についてヒツクを付けて検討しなければならぬと考えた。

一、社教法、図書館法、博物館法などの全体総合的に考える必要がある。しかし、これは法的問題でどうなるかわからない、大切なのは中央問題である。一括して考えたいという立場である。

一、社教審審申により、全国社会教育協会では、共同の目的研究をしようという気運がわき、研究をせよと担当で聞かざるばかりはなれては困るというので、文部省に理勢の申入が多くなった。

そこで、資料を提出したというわけである。そして、社教法研究会を定立させ、その取組として、次の七つの部会が設置された。

- 指導者(北海道・東北地区) 団体(東海・北陸地区) 施設(近畿地区) 方法I(九州地区) 方法II(中国・四国地区)

行政(廣瀬、甲信越) 経済(伊香川、東海) 観光(山梨、北陸)

総括としては、各部会より、3回やった程度である。文部省としては、各部会の連絡を良く聞かたいのだが、7月8月くらいまでには、専断をつくることになってい

る。われわれも要望があれば出席してアドバイスなどをしている。しかし、文部省の方でも、15の部会を名出して以来、忙しくて何もしていない状態である。

一、また、全国教育最協議会でも自主的に検討の準備が進められているが、たとえば、法条ができて、国会審議において、他の法案に任せてくれば、影響はない。ただスタイルをかえるだけではだめで、はっきりした理勢のあるものでなければならぬ。さらに、次の国会に出すという段階にはいっていない。

一、文部省としては、社教法に関しては既に行なっていると考えておらず、できるだけのいろいろな意見が出てきたらよいと考えている。かえって理勢を押しよせたり、少しも進展しないということになる。慎重に、法改正してや

りたい。

一、前回、今社会教育委員が案文

を提出して、各委員より、3回やった程度である。文部省としては、各部会の連絡を良く聞かたいのだが、7月8月くらいまでには、専断をつくることになってい

言々については、案ができた、お見せするということではないのか。もちろん、今村社会教育局長をはじめ、われわれも案を持ってはいるが、それは個人的もので、正式に決定したわけではない。

それを見せると要される筋合いのものではない。今お話ししても仕方がない。何よりも信頼が大切である。

一、文部省の案がでてから、それに対して、図書館側が言々するとい

うのでなく、積極的に検討しては

一、図書館では、図書館法に関することは関心があるだろうが、社会教育というよりは、見方をしていただ

一、図書館として全般的な検討をすすめること、案文は案文として検討するが、それ以外に、現行法でも検討することではないか。

一、法改正については、現行法を基礎とした、問題点を検討していくことにしている。文部省の希望としては図書館側も現行法、社教法がどうあってほしいかを出して

一、公文書館(最近)各地で作られているが、その運営について成

案がなく、また検討もすすめていない。これに対し、委員側から、小委員会としての結論が出ていないので、個人的な意見、質問が述べられた。

・今村社会教育局長が、前回、案文についてお見せすると言われた

のであるかお示してもらいたい。

・図書館人は意見を述べたいと今村局長が言われたが、それは、法改正の内容がわからないため、その点、案文を見せしてくれるのが先決だと思いますが、どうか。

・図書館にも見識のある方が多いので、社会教育全体の中で図書館を考へなければならぬと考えているが、その全体のことかわからないので、想像してしまえばな

一、文部省はどんどん意見を出してほしいと言われるが、図書館側からもとして処理されては困る。

・文部省が現行法より悪いものを出されるわけではないと思ってい

る。地方の図書館では、文部省が各都道府県教育長に法改正に関する問題を出していることを知らない場合がある。そのようなこ

とをなされている事情について関係機関にも周知をせよ。一、図書館法を社会教育法の中に入れる考えのよただが、図書館のよりな財政的困難に団体では、現行法が大きな支えとなっていることが事実だ。文部省ではその点をよく考へるか。中央集権的なものになることを心配している。

・社会教育法に一本化する、現行法が省略されて、後退してしま

うようになるのではないかと。施設の点で、一つになるのはよいが、指導者ということでは公民館と図書館を一掃にして運用されたらどうなるか。それは困る。案文を改正するより、現行法を守り、また、専門職の養成が全く不備だが、その点をどう考へるか。

・図書館法を社会教育法の中に入

れなくともよい。現行法の中で改正を検討してもらいたい。

・図書館も大小さまざまあり、分館は現行法でいけるが、本館は字

節の方向に行こうとしているので、これを一括して社会教育法とする検討はむづかしいのではない

か。一、図書館は教育というより、情報伝達が重要な機能となってきている。その点で、社会教育の

クから外に出てしまふ部分があるのではないかと。館長、委員、社会教育指導者、司書の資格などを一本化するとはできない。また、特別指導者で入るものは、人材育成に必要だが、これはどうしていいまいか。

・公文書館がこれから増えると思ふが、それについてどう考へて

いるか。

県立図書館長異動状況

Table with 2 columns: Old (旧) and New (新). Lists names of library directors and their new assignments across various prefectures.





全国公共図書館協議会規約

第一章 総 則

第一条 この会は、全国公共図書館協会と称する。

第二条 この会は、全国の公共図書館および図書館第十四条に定める図書館協議会をもって構成する。

第三条 この会の事務所は、会長が所屬する図書館内に置く。

第二章 目的および事業

第四条 この会は、全国の公共図書館相互の連携を密にし、図書館に関する調査研究を行い、図書館の発展を図ることを目指す。

第五条 この会は、前条の目的を達成

- するため、次の事業を行なう。
- (1) 公共図書館に関する行政、財政および事業の調査研究。
  - (2) 資料の取扱いおよび情報交換。
  - (3) 関係機関に対する要望。
  - (4) その他自ら決議するために必要な事項。

第三章 役員

第六条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 一名
- (2) 副会長 四名
- (3) 理事 三十三名
- (4) 監事 三名

- 2. 会長および副会長は、理事の互選として総会が承認するものとする。
- 3. 理事は、別に定める別紙の区分からの推荐により総会が承認するものとする。
- 4. 監事は、総会において選出する。
- 5. 役員は二年とする。ただし、再任を妨げない。

- 6. 補欠による役員の任期は、前条の委任期間とする。
- 第七條 会長は、この会を代表し、会務を総論する。
- 2. 副会長は、会長を輔佐し、会に事務あるときはその職務を行なう。
  - 3. 理事は、会務を掌理する。
  - 4. 監事は、会務を監査する。

第四章 会 議

第八條 この会の会議は、総会および理事会とする。

第九條 総会は、会長が招集する。

- 2. 総会は、構成員の五分の一以上の出席で成り立つ。
- 3. 議事の成立は、出席者の過半数の同意をもって決す。ただし、会長が承認したとき、議長は出席者の過半数の同意を得ない限り、臨時総会を開催することができる。
- 5. 総会の議決は、次のとおりとする。

- (1) 主要事業の状況および事業報告の承認
- (2) 予算の決定および決算の承認
- (3) 規約の改正
- (4) その他この会の目的の達成に

- 6. 議決は、構成員の過半数の出席で成り立つ。
- 4. 理事会は、次のことを審議執行する。
- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会から委任された事項
- (3) その他必要な事項
- 5. 総会を開催することができないうちに、会長が承認した場合は、理事会は、総会に代ってその職務を行なう。ただし、次期総会において承認を得なければならない。
- 6. 理事会の議決は、理事会に属する。

第五章 部 会

第十條 この会に、図書館協議会部会を置く。

第十條 この会に、各地協議会および各地図書館協議会を置く。

2. 前項の協議会に関する組織および運営については、別に定める。(別紙三)

第十三条 この会の事業を推進するため、委員会を置くことができる。

第十四条 この会に参事を置くことができる。

第十五条 この会の職員は、次のとおりとする。

第六章 参 事

第十六条 この会に参事をおくことができる。

第十七条 この会に参事をおくことができる。

第七章 会 計

第十八条 この会の経費は、次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 助成金
- (3) その他の収入

第十九条 この会の会計年度は、毎年四月一日から始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第八章 事 務 局

第二十條 この会に事務局を置く。

第二十一条 この会に事務局を置く。

第二十二条 この会に事務局を置く。

第二十三条 この会に事務局を置く。

第二十四条 この会に事務局を置く。

第二十五条 この会に事務局を置く。

第二十六条 この会に事務局を置く。

別紙一

区 分	理 事 数
北 京 東	4
北 京 西	3
中 国 東	3
中 国 西	3
九 州	7
計	33

別紙二 図書館協議会規約

第一条 この規約は、全国公共図書館協議会規約第十四条の規定にもとづき、図書館協議会規約に基づき、協議会を定める。

第二条 この部会、図書館協議会とする。

第三条 この部会の事務所は、部会が所在する図書館内に置く。

第四条 この部会は、全国の図書館の発展と、各図書館協議会相互の連携を促進することを目指す。

第五条 この部会は、全国の図書館協議会を代表し、協議会を代表して職務を行なう。

第六章 この部会の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 図書館事業調査研究
- (2) 図書館事業発展
- (3) その他必要な事項

第七条 この部会に、次の役員を置く。

第八條 この部会の役員は、協議会において、協議会から選出し、任期は2年とし、再任を妨げない。

第九條 協議会は、協議会を代表し、協議会を代表して職務を行なう。幹事は、協議会を代表して職務を行なう。

第十條 協議会の役員は、協議会において選出する。

第十一條 この部会の役員は、協議会において選出する。

第十二條 この部会の役員は、協議会において選出する。

第十三條 この部会の役員は、協議会において選出する。

第十四條 この部会の役員は、協議会において選出する。

第十五條 この部会の役員は、協議会において選出する。

第十六條 この部会の役員は、協議会において選出する。

別紙三

第十七條 この部会の役員は、協議会において選出する。

第十八條 この部会の役員は、協議会において選出する。

第十九條 この部会の役員は、協議会において選出する。

第二十條 この部会の役員は、協議会において選出する。

第二十一條 この部会の役員は、協議会において選出する。



規約第十三条の規定にもとづき地区協議会および都道府県協議会の組織および運営に関する事項を定めることを目的とする。

第二章 地区協議会

第一条 地区協議会は、全国協議会および都道府県協議会と密接な連絡のもとに事業を行い、この全国協議会の目的の達成ならびに運営の促進をはかるものとする。

2. 地区協議会は、別表のとおりとする。

第三条 地区協議会は、次の事業を行う。

- (1) 調査研究
- (2) 資料収集および情報交換
- (3) 連絡協力
- (4) その他必要な事業

第四条 地区協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 幹事
- (4) その他

2. 前項の幹事は、地区より選出し、会長および副会長は幹事の選定する。

第五条 地区協議会の職員は、次のものを充てる。

- (1) 分担金
  - (2) その他の収入
2. 地区協議会会計年度は、毎年四月一日始まり、翌年三月三十一日に終る。

第六条 地区協議会の事務局は、会長が所屬する図書館内におく。

第七条 地区協議会は、全国協議会および都道府県協議会の会長に連絡するものとする。従属があつたときも同様とする。

2. 地区協議会は、毎年計年度終了後互ちに事業報告を全国協議会の会長に提出するものとする。

第三章 都道府県協議会

第八条 都道府県協議会は、全国協議会および地区協議会と密接な連絡のもとに事業を行い、この全国協議会の目的の達成ならびに運営の促進をはかるものとする。

第九条 第三章から第九条までの規定は、都道府県協議会に準用する。

付 則  
この通則は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。

別表	地区協議会名	都 道 府 県	名
北	北海道	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	
東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野・静岡		
東	富山・石川・福井・岐阜・愛知・三重		
近	滋賀・京都・大阪・大坂・兵庫・和歌山		
中	鳥取・島根・岡山・広島・山口		
四	徳島・香川・愛媛・高知		
九	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島		

別表四  
委員会通則

第一条 全国公共図書館協議会(以下全国協議会といふ)規約第十三条規定する委員会は、次のとおりとする。

- (1) 行政委員会
- (2) 財政委員会
- (3) 職員委員会
- (4) その他必要と認めらるる委員会

第二条 委員会が、理事会と密接に連携し、また、全国協議会の必要とする

事項を調査研究し、その成果を理事会へ報告する。

第三条 委員会は、各都道府県から選出する二名の委員をもって構成する。ただし、理事選出は、理事をある(委員長)

第四条 委員会に委員の五選で委員長および副委員長各一名を置く。

3. 委員長は、委員長を補佐し、委員兼務があるときは、委員長の職務を行う。

4. 委員は、委員会出席するは、委員会に関する調査に当たる。

(委員会)

第五条 委員会は、全国協議会の会長が承認を得て、委員長が招集する。委員長は、命じて委員を呼ぶことができる。

(委員会)

第六条 委員会が必要と認めるときは、小委員会をおくことができる。

3. 小委員会の委員は、委員会のうちから委員が選定する若干名とし、その委員長は、小委員会の委員の五選とする。

4. 小委員会の委員長および委員は、

委員会の委員長が委嘱し、これを全国協議会の会長に報告する。

第七条 委員会もしくは、小委員会に調査をおくことができる。

2. 調査員は、委員会もしくは、小委員会が諮問した事項は調査部し、その結果を委員会もしくは、小委員会へ報告する。

3. 調査員は、委員会もしくは、小委員会が委嘱する。

4. 調査員は、委員会もしくは、小委員会に出席し、意見を述べることができる。

第八条 委員会および小委員会の事務局は、それぞれ委員長が所屬する図書館内におく。

付 則  
この通則は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。

別表五  
分担金規程

(分担金)  
第一条 分担金は、都道府県単位とし、都道府県の基本金四〇〇〇〇円とし、当該都道府県の公共図書館職員数(日本図書館六十年度による)に一〇〇円を乗じた額を則し、これに一・三四を乗じた額とする。

2. 都道府県公共図書館協議会八、〇〇〇円、市区町村立図書館の図書館協議会にあっては、一、〇〇〇円を別に分担する。

3. 前項によつて算出した都道府県分担金は、当分の間別表のとおりとする。

3. 前項によつて算出した都道府県分担金は、当分の間別表のとおりとする。

(収入方法)  
第一条 分担金を一括して納入するものとする。ただし、分割し納入することもできる。

(納入期日)  
第三条 分担金は、毎会計年度の初めに納入するものとする。

付 則  
この規程は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。

表彰規程

(目的)  
第一条 この規程は、全国公共図書館協議会あるいは公共図書館の事業に尽力し、その功績顕著な者の表彰に関する事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)  
第一条 全国公共図書館ならびに図書館協議会から推薦された者で、次の各号の一に該当すると認められるときは、理事会決定を経て、これを表彰する。

- (1) 特に本会に功勞のあつた者
- (2) 本年図書館の事務に従事し功勞のあつた者
- (3) 本年図書館協議会の委員として功勞のあつた者
- (4) その他、特に表彰することと認めらるる者

2. すでに表彰された者であっても、その後前項の他の項目に該当するに及ぶときは、更に表彰することとすることができる。

(表彰の方法)  
第三条 表彰は、授状の贈呈をもって行ふ。理事会が必要と認めるときは、あわせて記念品贈呈することとすることができる。

(経費)  
第四条 表彰に要する経費は、本会の会費をもってこれらとする。

(委任)  
第五条 この規程の施行について必要な事項は理事会で定む。

付 則  
この規程は昭和四十五年六月二十五日から施行し、本会設立されたときから適用する。

(表彰規程施行規程)  
1. 第二条第一項の費用については次に

第三号 (1) 図書館に勤務した期間が30年以上で功勞のあつた者。

(2) 館長として10年以上勤務し功勞があり、推薦職上

第三号 (1) 委員の期間が15年以上で功勞のあつた者

(2) 委員として10年以上の職にあり功勞があり、選任した者。

2. この規程は昭和四十五年六月二十五日から適用する。

第三号 (1) 委員の期間が15年以上で功勞のあつた者

(2) 委員として10年以上の職にあり功勞があり、選任した者。

2. この規程は昭和四十五年六月二十五日から適用する。



分 担 金

県 名	負 担 額	県 名	負 担 額	県 名	負 担 額
北海道	38,500	石 川	15,000	山 形	28,600
青 森	24,900	福 井	9,400	広 島	18,200
岩 手	13,800	山 梨	12,700	山 口	22,900
宮 城	24,500	長 野	17,800	徳 島	18,700
秋 田	17,500	岐 阜	13,900	香 川	12,900
山 形	26,700	静 岡	27,400	愛 媛	21,900
福 島	24,500	愛 知	38,700	高 知	12,500
茨 城	14,800	三 重	12,500	福 岡	28,800
栃 木	24,200	滋 賀	9,000	佐 賀	12,200
群 馬	28,200	京 都	20,200	長 崎	13,000
埼 玉	36,000	大 阪	50,500	熊 本	22,500
千 葉	29,200	兵 庫	24,000	大 分	14,200
東 京	116,100	奈 良	10,500	宮 崎	13,700
神 奈 川	55,500	和 歌 山	10,900	鹿 児 島	18,700
新 潟	27,700	鳥 取	10,900	計	1,083,800
富 山	22,000	島 根	18,100		

昭和47・48年度 役員名簿

地 区 名	理 事 名	館 名	地 区 名	理 事 名	館 名
北 日 本 (4)	阿 部 啓 郎	北海道立	中 国 (3) △	大 西 正 巳	鳥 取 県 立
	安 倍 辰 夫	宮城県立		逸 水 保 季	鳥 取 県 立
	佐 藤 文 夫	秋田県立		神 野 清	岡山県総合文化
	井 沢 保	福島県立		村 山 清	香 川 県 立
△	駒 谷 次 郎	栃木県立		越 智 通 敏	愛 媛 県 立
○	江 袋 文 男	埼玉県立平和		波 田 精 一	高 知 県 立
◎ (6)	立 石 四 郎	千葉県立中央	九 州 (3) △	瓜 生 二 成	福岡県文化
	杉 井 進	都立日比谷		鳥 島 内 二 郎	佐 賀 県 立
	羽 田 浩	神奈川県立		高 野 謙 雄	熊本県立
	萩 原 進	前橋市立		中 島 金 次 郎	初 木 県 立
	山 岡 寛 章	市川市立		布 施 六 郎	千 葉 県 立
	河 内 幸 男	福井県立		片 岡 隆 彦	山 形 県 立
東 海 北 陸 (3)	加 村 久 雄	岐阜県立		高 橋 正 浩	崎 玉 県 立
	吉 川 厚 一	京都府立		八 重 隆 正	新 潟 県 立
	松 尾 一 夫	大阪府立		客 殿 賢 正	岩 手 県 立
近 畿 (4) ○	森 富 一 雄	大津市立中央		小 林 一 野	和 歌 山 県 立
		神戸市立中央			柳 生 市 立

昭和四十七年度  
全国公共図書館協議会  
定期総会次第

日 時 昭和四十七年六月二十二日  
午前十時三十分～十二時

場 所 東京都立中央図書館  
四階 会議室

一、開 会  
一、会長挨拶  
一、来賓祝辞  
一、議長選出  
一、議 題  
・昭和四十六年度事業報告および  
決算報告について  
・昭和四十七年度事業計画および  
予算について  
・役員のことについて  
・監事の選任について  
・その他  
一、感謝状の贈呈  
一、表彰状の贈呈  
一、会長祝辞  
一、受賞者祝辞  
一、閉 会

昭和四十七年度  
全国公共図書館協議会  
研究集会次第

日 時 昭和四十七年六月二十二日  
午後二時～四時

場 所 東京都立中央図書館  
四階 会議室

趣 旨 この研究会は、全国の公共図書館相互の連絡を密にし、図書館の  
館業務に関する研究を行ない、図書  
館活動の推進をはかることを目的と  
す。

主 題 全国公共図書館協議会  
参 考 文 献 会 員  
研 究 内 容  
(1) 研究発表  
ア、行政問題について  
イ、財政問題について  
ウ、職員問題について  
エ、職員問題について  
オ、職員問題について  
以上

時 間	内 容
1:00	オリエンテーション
1:15	開会・オリエンテーション
1:45	行政委員会発表
2:15	財政委員会発表
2:45	職員委員会発表
4:00	全体会議

昭和四十七年度事業計画

一、総会および理事会  
(1) 総会 六月 東京  
理事会 五月 東京  
三月 東京

二、調査研究活動  
(1) 研究会  
① 調査研究委員会 六月 東京  
② 調査研究委員会 全国七地区  
(2) 委員会活動  
各地区ごとに委員会を設置し  
「公立図書館運営に関する問題」  
をテーマ、財政・職員の分野から  
当該地区の問題をとりあげ調査研  
究を行なう。  
① 東北地区(北日本・四国)  
② 関東地区(京浜・北関東・手越)  
③ 西日本地区(中国・四国・九州)

三、報告活動  
(1) 全国図書館関係事務量の増進運  
動  
(2) 地方公共団体に対する図書館関係  
業務の推進

四、情報活動  
(1) 会報の発行 年一回  
(2) 関係機関報告書の発行  
(3) 事業報告書及活動報告書の発行

五、表彰  
(1) 図書館に関する表彰  
(2) 財政に関する表彰  
(3) 職員に関する表彰

昭和四十六年度  
事業報告

一、全国研究会  
日 時 昭和四十六年六月二十三日  
午後二時～四時

場 所 都立中央図書館  
出席者 二〇名  
議長 河村 謙氏

(1) 行政委員会報告 松尾一夫氏  
(2) 財政委員会報告 朝日雄氏  
(3) 職員委員会報告 竹田俊氏

二、研究調査  
○行政問題(行政委員会)  
(1) 公共図書館における(定例)業務負  
担の調査実施 近畿地区小委  
員会担当  
(2) 図書館館内業務に関する研究(図書  
館の発達のあり方から東北への須  
求をめぐって)の調査実施 東海・  
北陸地区小委員会担当  
○財政問題(財政委員会)  
公立図書館の財政問題に関する研究を  
実施 中国・四国・九州地区委員会  
担当  
○職員問題(職員委員会)  
(1) 図書館業務制度に関する研究を  
実施 近畿地区小委員会担当  
(2) 図書館業務の推進に関する研究を  
実施 北日本地区小委員会担当

三、研究事業報告書の発行





## 昭和46年度収支決算書

## 1. 収入の部

科	目	本年予算額	補正額	予算現額	収入額B	予算額Aとの比較	入	明
1. 事業負担金	1. 事業負担金	1,077,800	6,000	1,083,800	1,083,800	0	0	
	本年度負担金	1,077,800	6,000	1,083,800	1,083,800	0	0	
2. 国庫補助金	2. 国庫補助金	1,000,000	△50,000	950,000	950,000	0	0	内高橋俊史
	寄付金	500,000	0	500,000	500,000	0	0	高橋俊史
4. 雑収入	4. 雑収入	1,000	0	1,000	56,363	55,363	55,363	預金利息、その他
	雑収入	227,631	0	227,631	227,631	0	0	
計	計	2,806,431	△44,000	2,762,431	2,817,794	55,363	55,363	

## 1. 収入の部

科	目	本年予算額	前年度予算額	増△減	増△減	明
1. 事業負担金	1. 事業負担金	1,083,800	1,077,800	6,000	6,000	
	本年度負担金	1,083,800	1,077,800	6,000	6,000	
2. 国庫補助金	2. 国庫補助金	1,000,000	1,000,000	0	0	融通協
	寄付金	500,000	500,000	0	0	預金利息
4. 雑収入	4. 雑収入	1,000	1,000	0	5,317	
	雑収入	232,948	227,631	5,317	5,317	
計	計	2,817,748	2,806,431	11,317	11,317	

## 2. 支出の部

科	目	本年予算額	補正額	予算現額	支出額	残	明
1. 会議費	1. 会議費	100,000	10,400	110,400	110,400	0	
	(1) 総会費	50,000	△13,500	36,500	36,500	0	謝金・印刷費・会議費
(2) 理事会費	(2) 理事会費	50,000	23,900	73,900	73,900	0	謝金・印刷費・会議費
	理事会費	2,106,000	△50,000	2,056,000	2,010,400	45,600	
2. 事業費	2. 事業費	1,021,900	96,000	1,117,900	1,072,300	45,600	
	(1) 研究集会費	193,900	△46,700	147,200	147,200	0	地区研究集会
(2) 調査研究費	(2) 調査研究費	428,000	28,700	454,700	454,700	0	委員会調査研究
	調査研究費	400,000	116,000	516,000	470,400	45,600	研究調査報告書・会報 謝金・印刷費・会議費
(3) 普及費	(3) 普及費	1,084,100	△146,000	938,100	938,100	0	読書普及活動地区研究 集会
	普及費	100,500	0	100,500	100,500	0	図書協賛会本部
3. 部会交付金	3. 部会交付金	90,000	0	90,000	77,063	12,935	読書普及活動地区研究 集会・印刷費・その他
	部会交付金	60,000	32,446	92,446	92,446	0	読書普及活動地区研究 集会・印刷費・その他
4. 渉外費	4. 渉外費	250,000	0	250,000	194,035	55,965	読書普及活動地区研究 集会・印刷費・その他
	渉外費	125,000	△800	124,200	68,235	55,965	読書普及活動地区研究 集会・印刷費・その他
5. 諸支局費	5. 諸支局費	125,000	800	125,800	125,800	0	職員雇上
	諸支局費	99,931	△36,846	63,085	63,085	0	
計	計	2,806,431	△44,000	2,762,431	2,584,846	177,585	

## 2. 支出の部

科	目	本年予算額	前年度予算額	増△減	増△減	明
1. 会議費	1. 会議費	100,000	100,000	0	0	
	(1) 総会費	50,000	50,000	0	0	謝金・印刷費・会議費・その他
(2) 理事会費	(2) 理事会費	50,000	50,000	0	0	謝金・印刷費・会議費・その他
	理事会費	2,032,000	2,106,000	△74,000	△74,000	
2. 事業費	2. 事業費	1,074,000	1,021,900	52,100	52,100	
	(1) 研究集会費	193,900	193,900	0	0	委員会調査研究
(2) 調査研究費	(2) 調査研究費	1,074,000	428,000	646,000	646,000	
	調査研究費	400,000	400,000	0	0	
(3) 普及費	(3) 普及費	1,084,100	1,084,100	0	0	読書普及活動地区研究 集会
	普及費	100,000	0	100,000	100,000	図書協賛
3. 部会交付金	3. 部会交付金	110,000	100,500	9,500	9,500	図書協賛会本部
	部会交付金	90,000	90,000	0	0	読書普及活動地区研究 集会・印刷費・その他
4. 渉外費	4. 渉外費	250,000	250,000	0	0	読書普及活動地区研究 集会・印刷費・その他
	渉外費	125,000	125,000	0	0	職員雇上
5. 諸支局費	5. 諸支局費	125,000	125,000	0	0	
	諸支局費	169,000	169,000	44,000	44,000	
6. 職員雇上	6. 職員雇上	75,748	99,931	△24,183	△24,183	
	職員雇上	2,817,748	2,806,431	11,317	11,317	

繰越金 232,948 円

## 昭和47年度収支予算書

## 1. 収入の部

科	目	本年予算額	前年度予算額	増△減	増△減	明
1. 事業負担金	1. 事業負担金	1,083,800	1,077,800	6,000	6,000	
	本年度負担金	1,083,800	1,077,800	6,000	6,000	
2. 国庫補助金	2. 国庫補助金	1,000,000	1,000,000	0	0	融通協
	寄付金	500,000	500,000	0	0	預金利息
4. 雑収入	4. 雑収入	1,000	1,000	0	5,317	
	雑収入	232,948	227,631	5,317	5,317	
計	計	2,817,748	2,806,431	11,317	11,317	

## 2. 支出の部

科	目	本年予算額	前年度予算額	増△減	増△減	明
1. 会議費	1. 会議費	100,000	100,000	0	0	
	(1) 総会費	50,000	50,000	0	0	謝金・印刷費・会議費・その他
(2) 理事会費	(2) 理事会費	50,000	50,000	0	0	謝金・印刷費・会議費・その他
	理事会費	2,032,000	2,106,000	△74,000	△74,000	
2. 事業費	2. 事業費	1,074,000	1,021,900	52,100	52,100	
	(1) 研究集会費	193,900	193,900	0	0	委員会調査研究
(2) 調査研究費	(2) 調査研究費	1,074,000	428,000	646,000	646,000	
	調査研究費	400,000	400,000	0	0	
(3) 普及費	(3) 普及費	1,084,100	1,084,100	0	0	読書普及活動地区研究 集会
	普及費	100,000	0	100,000	100,000	図書協賛
3. 部会交付金	3. 部会交付金	110,000	100,500	9,500	9,500	図書協賛会本部
	部会交付金	90,000	90,000	0	0	読書普及活動地区研究 集会・印刷費・その他
4. 渉外費	4. 渉外費	250,000	250,000	0	0	読書普及活動地区研究 集会・印刷費・その他
	渉外費	125,000	125,000	0	0	職員雇上
5. 諸支局費	5. 諸支局費	125,000	125,000	0	0	
	諸支局費	169,000	169,000	44,000	44,000	
6. 職員雇上	6. 職員雇上	75,748	99,931	△24,183	△24,183	
	職員雇上	2,817,748	2,806,431	11,317	11,317	



全国図書館の予算に関する陳情

わが国の教育は、国の選別学校教育により、年々整備されてきていることば、まことに回顧にたふまざる。

わが国の全国図書館の施設整備は欧米諸国等に較べ、数十年遅延しているという現状から、このたびの社会教育審議会においても、今後図書館の整備の必要性を指摘しているものであります。

昭和 年 月 日

全国図書館の予算増額に関する要望

きの中教審、社会審の答申において指摘されているとおり、恐らく女性解放と関連した社会問題のため、社会教育は今後一層重要な役割を果すことが期待されております。

しかしながら、全国図書館に対する予算は、いまだきわめて貧乏で、国の総額に占める割合が小さく、このうち、地方公共団体においては、私どもも再三に注意を促すとともに、せらこの予算の充実に努めてほしい。

たゞと事柄ご質問の上、後段の尽力を賜りましますようお願い申し上げます。

昭和四十六年十月十七日

全国公共図書館協会 会長 杉 葉夫

昭和四十七年度図書館の振興に関する予算の増額について(陳情)

最近のテレビの普及とその視聴時間の増大は、国民として本格的に考えなう人間に、関心を喚起させる危険性を孕ませておる。

このときにあたり、これらの振替をえらぶ、その観点としての全国図書館の振興整備こそは、喫緊の急務であると思ひます。

館の運営改善について、具体的な要求を行なわれたいと思ひます。

ついでに今日の図書館整備の緊要性に理解をいただき、この書の表現について何れも特段のご厚意をなされまじやうお願いいたします。

昭和四十六年八月十五日

結社人 日本図書館協会 会長 齋藤 辰男 理事長 斎藤 敏

全国公共図書館協会 会長 杉 葉夫

結社人 日本図書館協会 会長 野間 省一 理事長 山下 邦彦

昭和四十七年度図書館関係予算案

昭和四十七年度図書館関係予算案は一月二日に次のとおり内定した。

Table with 2 columns: 事 項 (Item) and 概算 (Estimated Amount). Rows include 昭和四十六年度、昭和四十七年度、昭和四十八年度、昭和四十九年度、昭和五十年度の各年度予算案の概算額。

要 望 書

本委員はさきに、図書館法改正を含む社会教育法改正に関する意見を、郵政省、教育委員会にもたらされていることとありますが、前出につきのよに、図書館の条件整備として、図書館の四原則を明らかにする要望いたします。

記

- 一、社会教育法を社会教育の基本法として位置づけ、社会教育行政および社会教育施設の機能とその関係等について総合的観点に立つて規定されたい。
二、図書館に關しては、その歴史性・特殊性・重要性に鑑み、現行法成立の精神を尊重し、再整理して存続されたい。
三、図書館法の内容の改正は、別紙のとおりされたい。

昭和四十六年八月十五日

全国公共図書館協会 会長 杉 葉夫

別 紙

現行図書館法改正点

Table with 3 columns: 改正すべき問題点 (Points to be corrected), 改正内容 (Correction content), 主条関係条文 (Main article related text). Rows include 1. 司書制度の確立, 2. 公の出版物の収集, 3. 図書館の業務設置, 4. 図書館協会の義務設置, 5. 図書館助受けるための公立図書館の整備.









二 財政面について(財政委員会報告)

四十六年度は、ような調査結果を... 西日本地区における図書館と市町立図書館(公民館を含む)の代表的な一断面の現況を調査し、それと標準を比較し、交付税との関係が明らかになるように、県立図書館は全館、他は市町立一館を抽出して調査を実施した。結論として、

- 1. 国庫補助金について
(1) 施設補助
四十七年度の子算が近畿に増大したことは文部省ならびに全国の多大努力の結果であるが、さらに一層の増大に向けて努力がつけられねばならない。
(2) 設備補助
自動車設備補助を削減するとともに機械化促進にむくことは必ずであり、その効果を確保すべきである。
(3) 館長待遇等の国庫補助の制限は法定正しく削減すべきである。
2 地方交付税における図書館について
地方公共団体は交付税額を伸ばしてみた場合、図書館運営に相当財政的措置をしていなければならない。しかも、図書館入費をはじ

め、運営面で財政の負担が問題になっている。
交付税に算入されているが、図書費は引き上げたいけれども、この点からみれば、交付税は、日体は低すぎることは明らかである。
3 公立図書館の整備および運営の促進
公立および大郡市は低すぎ、町村はそれに準ずることは適宜と思われる。

三 職員問題について(職員委員会報告)

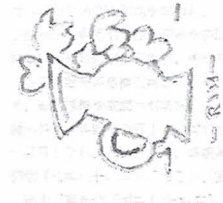
- (1) 司書職身分確立について
(全日本地区委員会)
折口正俊氏(山形県立)の「司書職の社会的地位と身分の確立の期待」を土台として、
ア、従来の調査結果の成果に基づき、司書職の社会的地位を専門性の観点から再評価し、再評価するための措置を企及する。
イ、いわゆる司書職待遇の給与の是正を政策的に推進する手段をめぐめるため、職務的給与制度について検討する。
以上二つの問題を図書館行政全体の関係において検討し、総合的に対応できる具体的な指針について調査をつくるため、小委員会(合同委員会)を開催して研究をした。

- (2) 司書職養成制度について
(岡茨地区委員会)
四十六年度においては、岡茨地区内の養成機関をとりあげ、その具体的な内容を調査することになった。方法としては岡茨地区内の公立図書館が、管内の養成機関(大学、短大の図書館)をとりあげ、調査した。四十六年度に調査を実施したところ、九〇・二%の調査であった。

全体会議

従来は、行政、財政、調査委員会を各地区で選出し、四十二年以来、四十六年まで研究してきたが、一応の成果をみたという評価にたち、今年度は自由なテーマで調査報告をした方が、それぞれ問題があるのとはならないというところであった。ここに重点を置くのは各地区で決めてもらう。その認識の上になら、様々な問題から問題を協議したい。
○ 調査員に文部省の人参加してもらった方がいい。
○ 各委員会で研究した成果を、どこへどうつけていけばいいかが、報告書に反映をどう求め報告に報告するといふ積極的なことでは困る。むしろ、各委員会で研究内容を聞き、検討されたことを、今後の調査で報告、整理するという方法を、各委員会で、

- 午前と午後を並べしなくとも、研究集会の成果を、今後、具体的に理事会で検討し、全会に力にするという考え方をすべきである。
○ 来年年度調査補助について、財政委員会の結論を参考に、本年調査の三割くらいを調査すべきである。また、移動図書館車の補助を減らすべきである。
○ 文部省は、口五万以下の中村には補助しないの考えがある。それは五万以下の中村は、その必要がなくしてしまふ。これを全会の問題ではおすようにしてほしい。
○ 各フロア毎に、来年度の調査費に区別するよう、なことを要望し、七月中に事務局まで連絡してもらい、その資料をもとに、臨時の理事会を開く必要がある。



第一回理事会

日時 昭和四十七年五月二十九日
場所 都立日芸図書館会議室

- ◇ 報告事項
(1) 全会事務連絡員の発動
(2) 国庫補助金について
(3) 標準協賛金について
(4) 研究調査報告書、講習書及協賛金報告書発給について
◇ 協議事項
(1) 昭和四十六年度事業報告、決算報告について
(2) 監事報告
立石監事(全書立中央)より、選定に取交されたとの報告があったが、意見としての発言があった。ア、分組金は昭和四十二年以後発していない。協議等で振替のしなやが見られる。また事務助成も少なく、運営手帳をきたし、いろいろなで精算する必要がある。イ、分組金の交付日を守るようにしたい。
(3) ①、②について調査とおお意をされた。
(4) 昭和四十七年度事業計画、予算について
ア、昨年まで実施していた地区別研究集会を廃止し、事業の円滑化を図る。予算の余裕等を考慮して、全

- 四国地区(京日本、中部日本、西日本)に分け、各地区の自主性により運営を行い、調査研究を行なうことを企画し、了承された。
イ、本年度分組金制について
本年度の分組金制は可能な範囲内から協賛を求め、便上げについては昭和四十六年度からすべきであり、いずれにしても総会にはあるべきである。結論として、総会までに資料を作成し、再度検討することになった。
(4) 表彰について
(全編四号参照 5ページ)
(5) 役員選出について
(全編四号参照 5ページ)
○ 調査委員会選出
三地区に分かれ、協賛の結果
京本地区 全書立中央図書館 館長
中部日本地区 本館立図書館館長
西日本地区 佐賀立図書館館長
に決定。

第二回理事会

日時 昭和四十七年八月八日
場所 都立日芸図書館会議室

- ◇ 報告事項
(1) 昭和四十七、四十八年度役員候補者について

- 四国地区
総務課長(愛媛県)を、竹田俊二氏(徳島県)に訂正
(2) 全会事務局長の選出
小林隆(愛媛県)が就任、藤田三三(立山自治会)が就任、
(3) 沖繩県立図書館の調査への加入
昭四十七年七月七日で要請した。九州地区からも要請したこと報告され、奈良から加入したい旨があった。
(4) 昭四十七年度調査報告書活動研究会について
昭四十七年七月十七日、親睦小会事務局長、田中事務局長を現え、事務局を開設した。
◇ 協議事項
(1) 昭和十八年度調査関係図書手帳について
各フロアからの調査事項をとりまとめ、事務局案を提案したところ、移動補助は昨年調査額を下回らない額で要請すべきである。
(2) 移動図書館車の補助を復活させるべきである。
(3) 調査員に文部省の人参加してもらった方がいい。
(4) 各委員会で研究した成果を、どこへどうつけていけばいいかが、報告書に反映をどう求め報告に報告するといふ積極的なことでは困る。むしろ、各委員会で研究内容を聞き、検討されたことを、今後の調査で報告、整理するという方法を、各委員会で、

- 第一回理事会(五月二十九日)総会(五月二十九日)において、傾斜について、審議したが、継続審議となり、今理事会に任せられたため、事務局を候補とした結果、今後、傾斜の選出結果において、職員候補者の考え方を、その他の調査を念めた調査方法を検討してほしいという意見を、(職員数一〇〇円十部、標準借立基本金一〇、〇〇〇円)×一、三回傾斜五三二四〇〇円に決定した。(議決一ページ)
(3) 規約改正について
ア、理事数
会の選出、市町図書館の理事数を、各増やした。調査したところ、九州地区より、沖繩県立の加入が考えられるので、考慮したい。また、都立日芸図書館も理事に追加されたいという意見があった。
○ 岡茨地区は六名を七名とし、都立日芸については職員数に考慮する。
○ 九ヶフロアは三ヶ西名とする。
イ、分組金制改正について
○ 標準協賛金基本四〇〇〇円を一〇、〇〇〇円とする。
○ 職員数「日本の図書館六十六年度」とを「日本の図書館七





都道府県立指定都市立図書館長名簿

(47. 11. 17)

館長名	館名	種	立	千	住	所	電	話	
阿部 悟郎	北海道	北	海	道	立	061-01	江別市西野橋592	01138-6-8621	
高杉 正秋	青森県	青	森	県	立	0300	青森市新町2-4-30	0177-23-2301	
八重徳 正	岩手県	岩	手	県	立	0200	盛岡市内丸1-50	0196-24-2515	
安倍 辰夫	宮城県	宮	城	県	立	9833	仙台市柳ヶ丘5	0222-56-8401	
佐藤 文夫	県立秋田	秋	田	県	立	0100	秋田市千秋町2-52	0188-33-5411	
佐藤 不二雄	山形県	山	形	県	立	9900	山形市七日町3-1-23	0236-31-2523	
井沢 保	福島県	福	島	県	立	9600	福島市松次町1-1	0245-22-4544	
嶋田 孝之	茨城県	茨	城	県	立	3100	水戸市三の丸1-5-56	0292-21-5569	
鮎ヶ瀬 次郎	栃木県	栃	木	県	立	3200	宇都宮市坂町357	0286-22-5967	
関 俊治	群馬県	群	馬	県	立	3711	前橋市城東町2-3-3	0272-31-3008	
江袋 文男	埼玉県	埼	玉	県	立	3366	浦和市高砂3-1-22	0488-29-2821	
上野 茂	埼玉県	埼	玉	県	立	3600	熊谷市箱田350-1	0485-23-6291	
立石 四郎	千葉県	千	葉	県	立	2800	千葉市市川町26	0472-22-0116	
真 昭	都立日比谷	都	立	日	比	谷			
	茨(都立中央)	茨	都	立	中	央	1066	鹿区南麻布5-7-13	03-442-8451
羽毛田 潔	神奈川県	神	奈	川	県	立	2200	横浜市西区紅葉ヶ丘24	045-231-8635
阿部 宗芳	神奈川県	神	奈	川	県	立	2100	川崎市青土見公園180-1	044-23-4337
伊藤 新作	県立新潟	新	潟	県	立	9511	新潟市一番町通5977	0252-28-3240	
吉本 健一	富山県	富	山	県	立	9300	富山市茶屋町206-3	0764-36-0178	
国田 太郎	石川県	石	川	県	立	9200	金沢市本多町3-2-15	0762-31-6291	
児島 幸男	福井県	福	井	県	立	9100	福井市宝永3-11-16	0776-24-5167	
中澤 茂隆	山梨県	山	梨	県	立	4000	甲府市内2-33-1	0552-26-2689	
中村 正義	県立長野	長	野	県	立	3800	長野市長門町1097	0262-34-3251	
河村 静夫	岐阜県	岐	阜	県	立	5000	岐阜市大宮町1	0582-65-9136	
高林 静夫	静岡県	静	岡	県	立	4200	静岡市名田620	0542-62-1241	
	愛知県文化	愛	知	県	文	化	4611	名古屋市中区久屋町8-8	052-971-5511
杉本 嘉八	三重県	三	重	県	立	5114	津市広町町147	05928-8-4841	
澤島 栄一	滋賀県	滋	賀	県	立	5200	大津市京町3-4-22	0755-22-3872	
岩崎 彰之助	京都府	京	都	府	立	6066	京都市左京区岡崎成勝寺町9	075-771-0069	
田中 米一	京都府	京	都	府	立	6066	京都市左京区下鴨斗木町	075-781-9101	
松尾 一夫	大阪府	大	阪	府	立	5300	大阪市北区中之島1-27	06-203-0474	

※ 12月1日より都立中央図書館として発足

館長名	館名	種	立	千	住	所	電	話					
富崎 敏	神戸市立中央	神	戸	市	立	中	央	078-371-3351					
大東 延和	県立奈良	奈	良	県	立	6300	奈良市登大路町	0742-23-8921					
客殿 賢	和歌山県	和	歌	山	県	立	6400	和歌山市1番丁1	0734-22-1706				
大西 正巳	県立鳥取	鳥	取	県	立	6800	鳥取市西町3-202	0857-22-4859					
松尾 陽吉	県立米子	米	子	県	立	6833	米子市久米町136	0859-2-2612					
速水 保孝	島根県	島	根	県	立	6900	松江市内中原町52	0852-22-5726					
神野 力	岡山県総合文化	岡	山	県	総	合	文	化					
繁田 豊	広島県	広	島	県	立	7300	広島市上郷町2-20	0822-21-1133					
田中 豊	県立山口	山	口	県	立	7533	山口市春日町8-54	08392-2-0154					
竹田 俊一	徳島県	徳	島	県	立	7700	徳島市徳島町徳の内1	0886-52-3151					
村山 清	香川県	香	川	県	立	7600	高松市番町1-11-63	0878-61-5562					
越智 通敏	愛媛県	愛	媛	県	立	7900	松山市二番町4-7-1	0899-41-1441					
波山 精一	高知県	高	知	県	立	7800	高知市小津町30、揖具文庫内	0886-72-6307					
瓜生 二成	福岡県文化	福	岡	県	文	化	8112	福岡市天神5-2-1	092-74-8491				
島内 二郎	佐賀県	佐	賀	県	立	8400	佐賀市城内2-1-41	09522-4-2900					
友永 茂男	県立長崎	長	崎	県	立	8522	長崎市上西山町1	0958-26-5257					
高野 逸雄	熊本県	熊	本	県	立	8600	熊本市千葉町2	0963-55-6266					
佐藤 義士	県立大分	大	分	県	立	8700	大分市荷揚町3-31	09732-2-8185					
杉田 利治	宮崎県	宮	崎	県	立	8800	宮崎市鏡通東1-9-26	0985-23-2057					
新納 教義	鹿児島県	鹿	児	島	県	立	8922	鹿児島市城山町1-1	0992-23-9241				
崎浜 秀雄	沖縄県	沖	縄	県	立	9000	那覇市字高田312	0988-32-2858					
斎藤 邦男	札幌市	札	幌	市	立	0600	札幌市北2条西2丁目	011-231-8581					
大田 俊二郎	横浜市	横	浜	市	立	2200	横浜市中区老松町1	045-231-1304					
前川 勝	名古屋立鶴舞中央	名	古	盛	市	立	鶴	舞	中	央	4666	名古屋市中区鶴舞町43	052-741-3131
森 耕一	大阪市立中央	大	阪	市	立	中	央	5500	大阪市西区北洲江御池通5-1	06-531-0551			
池田 正匡	北九州市立小倉	北	九	州	市	立	小	倉	8033	北九州市小倉区大寺町	093-58-1901		

※ 昭和48年6月末日まで



